

社内調査報告書

平成 22 年 8 月 12 日

メルシャン株式会社

社内調査委員会

目次

第1	不正取引が行われていた水産飼料事業部の位置付け及び主な事業内容.....	1
1	当社における水産飼料事業部の位置付け	1
2	水産飼料事業部の主な事業内容.....	1
第2	社内調査委員会の設置及び目的.....	2
1	社内調査委員会の設置に至る経緯.....	2
(1)	架空販売の疑いの浮上	2
(2)	内部調査の開始及び社内調査委員会の設置	2
2	社内調査委員会の構成.....	2
3	社内調査委員会の目的.....	3
第3	調査体制、調査対象及び調査手法等の概要.....	3
1	調査体制	3
2	調査対象会社・事業部.....	3
3	調査対象期間	4
4	調査項目	4
(1)	帳簿資産の实在性の確認.....	4
(2)	取引の实在性の確認.....	4
(3)	簿外取引の確認.....	5
(4)	潜在債務の確認.....	5
(5)	その他.....	5
5	調査手法	5
(1)	棚卸資産の実査.....	5
(2)	売掛金及び買掛金の残高確認.....	5
(3)	ヒアリング	5
(4)	電子データの調査.....	6
(5)	証憑書類の確認.....	6
(a)	A 製造からの架空仕入.....	6
(b)	D 養殖、E 養殖及びF 運送に対する架空売上.....	6
(c)	B 卸売に対する飼料の未記帳出荷.....	6
(d)	売上計上基準からの逸脱	6
(e)	原材料の架空仕入・払出	7
(6)	その他の書類の確認.....	7
(7)	その他.....	7
第4	調査結果	7

1	不正取引の概要と記載の順序	7
(1)	不正取引の概要	7
(2)	2以下での記載の順序	9
2	不正取引が行われていた水産飼料事業部の組織概要及び主な社内・社外関与者並びに不正取引に関与した主な取引先の概要	9
(1)	水産飼料事業部の組織概要及び主な社内・社外関与者	9
(a)	水産飼料事業部の組織概要	9
(b)	主な社内・社外関与者	10
(2)	不正取引に関与した主な取引先の概要	11
(a)	A製造	12
(b)	D養殖	12
(c)	E養殖	12
(d)	F運送	12
(e)	B卸売	12
(f)	C卸売	13
(g)	J社	13
(h)	K商社、I商社	13
3	水産飼料事業部と不正取引に関与した主な取引先との関係	13
(1)	A製造	13
(2)	D養殖	13
(3)	E養殖	14
(4)	B卸売	14
4	売掛金回収目的の架空製造・架空販売	15
(1)	架空製造・架空販売に至る経緯・動機・背景事情	15
(a)	マラカイトグリーン等（使用禁止成分）が混入しているおそれのある飼料を摂取した養殖魚のD養殖への販売	16
(b)	B卸売、D養殖及びE養殖に対する飼料の未記帳出荷並びに飼料の未記帳出荷より生じた架空飼料のD養殖及びE養殖への販売	16
(c)	B卸売に対する飼料の先行売上計上後の出荷に伴うD養殖及びE養殖への架空飼料の販売	17
(2)	架空製造・架空販売の決定	17
(3)	架空製造・架空販売の実行状況	19
(a)	2008年1月以降の架空製造・架空販売の開始・実行	19
(b)	2008年4月の水産飼料事業部長の交代	20
(c)	2008年7月以降の架空飼料の販売	20
(d)	2008年8月の監査対応としてのA製造での偽装在庫品の製造	21

(e)	2008 年秋の D 養殖の d 氏の八代訪問等	21
(f)	2008 年秋以降の架空製造・架空販売	22
(g)	2009 年 2 月以降の F 運送及び C 卸売向け架空製造・架空販売の開始	23
(h)	2009 年 2 月以降の A 製造からの原料の購入及び半製品の架空製造	23
(i)	2009 年 7 月以降の架空飼料の販売	23
(j)	2009 年 8 月以降の監査対応	24
(k)	2009 年 11 月以降の架空飼料の販売、2010 年 1 月以降の架空製造	24
(l)	2010 年 2 月の C 卸売による 5 億 9760 万円の売掛金の否認とその後の D 養殖及び E 養殖への販売先変更	25
(4)	2010 年 5 月の D 養殖による 9 億 7696 万円の売掛金の否認と架空販売の疑いの浮上	25
(5)	架空売掛金	25
5	架空製造開始後の在庫の圧縮等を目的とした循環取引等	26
(1)	魚粉の循環取引	26
(2)	架空飼料・原料の循環取引等	26
(3)	原料の循環取引	27
(4)	架空ミールの循環取引	27
6	その他の不正取引の概要	28
(1)	I 商社等との間の架空の原料取引	28
(2)	架空製造開始後の B 卸売に対する飼料の未記帳出荷	29
(3)	2007 年以降の B 卸売に対する飼料の先行売上計上と後出荷に伴う D 養殖及び E 養殖への架空飼料の販売	29
(4)	E 養殖の生簀の当社所有のカンパチ在庫の穴	29
(5)	H 養殖の生簀の当社所有のタイ在庫の穴	30
(6)	H 養殖所有のタイの B 卸売による先買い及び在庫の穴	30
第 5	過年度決算への影響額	30
1	過年度決算訂正の方針	30
2	各不正取引の損益への影響額	31
(1)	売掛金回収目的の架空製造・架空販売（前記第 4.4）	31
(2)	魚粉の循環取引（前記第 4.5(1)）	31
(3)	架空飼料・原料の循環取引等（前記第 4.5(2)）	31
(4)	原料の循環取引（前記第 4.5(3)）	32
(5)	架空ミールの循環取引（前記第 4.5(4)）	32
(6)	I 商社等との間の架空の原料取引（前記第 4.6(1)）	32
(7)	B 卸売に対する飼料の未記帳出荷（前記第 4.4(1)(b)及び第 4.6(2)）	33
(8)	B 卸売に対する飼料の先行売上計上と後出荷（前記第 4.4(1)(c)及び第 4.6(3)）	

.....	33
(9) E 養殖の生簀の当社所有のカンパチ在庫の穴（前記第 4.6(4)）	33
(10) H 養殖の生簀の当社所有のタイ在庫の穴（前記第 4.6(5)）	33
(11) H 養殖所有のタイの B 卸売による先買い及び在庫の穴（前記第 4.6(6)）	33
(12) その他.....	33
3 過年度決算訂正による損益影響額	34
4 過年度決算訂正による主要財務諸表項目への影響額	35
第 6 各不正取引の時系列的関係並びに四半期毎の売掛金及び棚卸資産への影響.....	36
第 7 内部統制に関するコメント	36
1 内部統制の整備状況.....	36
2 内部統制上の問題	37
(1) 水産飼料事業部内における実行	37
(2) 水産飼料事業部内における特殊要因	37
(3) 内部統制を無力化させようとするための手段の存在.....	37

添付資料 1（役職の推移等）

添付資料 2（先行売上計上）

添付資料 3（循環取引①）

添付資料 4（循環取引②・A 製造への架空売上）

添付資料 5（循環取引③）

添付資料 6（循環取引④）

添付資料 7（架空原料取引）

添付資料 8（各不正取引の時系列的関係）

添付資料 9（四半期毎の売掛金への影響）

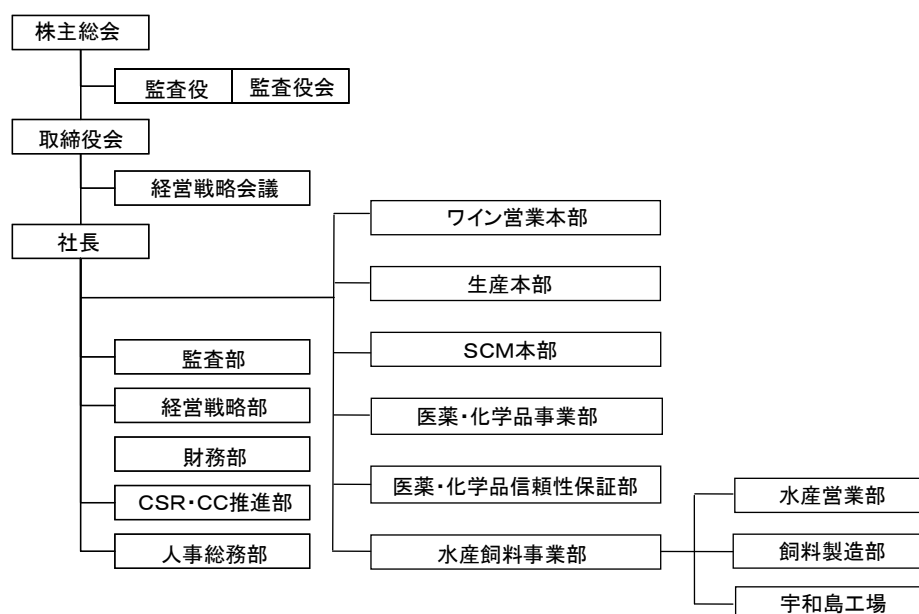
添付資料 10（四半期毎の棚卸資産への影響）

第1 不正取引が行われていた水産飼料事業部の位置付け及び主な事業内容

1 当社における水産飼料事業部の位置付け

メルシャン株式会社（以下「当社」という。）は、酒類事業、医薬・化学品事業、水産飼料事業及びその他の事業を営んでいる。当社における水産飼料事業部の位置付けは、下記図1のとおりである。

（図1、会社組織図）



2 水産飼料事業部の主な事業内容

水産飼料事業部（所在地、熊本県八代市）は、九州、四国を中心に、養殖魚（タイ、マダイ、ブリ、カンパチ、銀鮭及び鰻等）用配合飼料を製造・販売する事業を営んでおり、自社工場（八代工場、宇和島工場）及び委託工場（鳥取、石巻ほか3工場）において、飼料を製造している。鳥取における飼料製造は、A製造（所在地、鳥取県）に委託されている。

水産飼料事業部は、自社工場で製造した飼料や、A製造等が製造して当社が仕入れた飼料を、①養殖業者を販売先とする卸売業者であるB卸売やC卸売等へ販売し、あるいは、②養殖業者であるD養殖（所在地、鹿児島県）やE養殖（所在地、宮崎県）等へ直接販売していた。D養殖等への飼料の運送は、F運送（所在地、鹿児島県）が行っていた。

なお、当社が所有する飼料や飼料を製造するための原料（魚粉、大豆かす、魚油及びビタミン等）は、A製造の工場内のA倉庫、宇和島工場内の宇和島倉庫、八代工場内の八代倉庫等に保管されており、その他、外部倉庫として、D養殖が所有する鹿児島県のD倉庫や、同県のG倉庫等が保管場所として利用されていた。

第2 社内調査委員会の設置及び目的

1 社内調査委員会の設置に至る経緯

(1) 架空販売の疑いの浮上

D 養殖に対する飼料販売による売掛金 9 億 7696 万円(1 万円未満切り捨て。以下同じ。)が支払期限である 2010 年 4 月 30 日を過ぎても支払われなかったため、同年 5 月 10 日、現水産飼料事業部長らが D 養殖を訪れ、同社役員の d 氏に対して上記売掛金の入金予定等を尋ねたところ、上記売掛金が、水産営業部長(同日現在)である丁(「前営業部長丁」)らによって行われた、D 養殖に対する飼料の架空販売によるものであるとの申し出があった。

(2) 内部調査の開始及び社内調査委員会の設置

以上のとおり、D 養殖に対する売掛金について、飼料の架空販売によるものであり当該売掛金が実在しない疑いが生じたため、当社は、2010 年 5 月 11 日にリスク管理委員会を開催し、同月 14 日に代表取締役社長植木宏を本部長とする対策本部を立ち上げた。対策本部が、前営業部長丁及び、架空販売への関与が疑われた前水産飼料事業部長である丙(「前事業部長丙」)、飼料製造部長(同日現在)である乙(「前製造部長乙」)、元水産飼料事業部長であり、当時、B 卸売へ出向中(同日現在)であった甲(「元事業部長甲」)及び A 製造社員で、A 製造工場長である a 氏らのヒアリングを行ったところ、前営業部長丁及び a 氏は D 養殖に対する飼料の架空販売及び A 製造での飼料の架空製造の事実等をそれぞれ認めたが、前事業部長丙、前製造部長乙及び元事業部長甲は、自らの関与を全面的に否定した。

当社は、前営業部長丁及び a 氏が架空販売及び架空製造を認める供述をしたことに鑑み、上記架空販売及び架空製造に関わる事実関係の有無及びその内容の解明等のためには、社外の有識者を招聘した上で徹底した調査を行うことが不可欠と考え、2010 年 5 月 21 日、後述のとおり、社外の委員を含む社内調査委員会を設置した。また、水産飼料事業部に係る在庫の棚卸を行ったところ、帳簿上の在庫と実在庫とに大きな差があることが認められたこと等を踏まえ、何らかの架空販売及び架空製造があった可能性が高まったことから、取引の詳細等は未だ明らかではなかったものの、同月 26 日、当社水産飼料事業部において不適切な取引が行われていた可能性が高い旨、及び社内調査委員会の設置の事実を開示した。

2 社内調査委員会の構成

社内調査委員会のメンバーは、以下のとおりである。

委員長 植木 宏(代表取締役社長 CEO)
委員 横山 清(CSR・CC 推進部長)
加藤 隆久(人事総務部長)

田尻 慶幸（財務部長）
松村 俊正（経営戦略部部長）
加藤 公己（財務部部長）
森 忠（経理センター長）
蟹川 貞彦（八代工場次長）
原 誠一（プライスウォーターハウスクーパース株式会社、パートナー）
埜 尚義（長島・大野・常松法律事務所、弁護士）

なお、当初、監査部長も社内調査委員会のメンバーに含まれていたが、水産飼料事業部に対する過去の内部監査実施状況が社内調査委員会あるいは後記の第三者委員会による調査対象となり得ることを考慮し、2010年6月11日、監査部長を社内調査委員会のメンバーから外す措置を採った。

3 社内調査委員会の目的

社内調査委員会の設置当初、その目的を①不正取引に関する事実関係の調査・解明、②不正取引の発生原因の調査・解明、③再発防止策の策定及び④上記①乃至③の調査結果を記載した調査報告書の作成としていた。しかし、その後、当社において、2010年6月11日に第三者委員会の発足を決定し、同委員会の目的に、本件に関する上記②及び③の調査が含まれることとなったため、第三者委員会との役割分担を図るため、社内調査委員会の目的を上記①の事実関係（水産飼料事業部内における内部統制状況を含む。）の調査・解明とその調査結果を記載した調査報告書の作成に限定することにした。

なお、不正取引に関する役員の関与・責任の調査・解明は、現在、第三者委員会において調査中であり、社内調査委員会の調査対象には含まれていない。

第3 調査体制、調査対象及び調査手法等の概要

社内調査委員会は、2010年5月21日に設置された後、直ちに調査を開始し、以後、本報告書作成日である同年8月12日までの間、以下のとおり、調査を行った。

1 調査体制

社内調査委員会の委員長及び委員のほか、調査補助者として、当社の財務部、監査部、内部統制担当及びシステム担当等から社員40名余り（主たる補助者10名）、プライスウォーターハウスクーパース株式会社所属の職員17名及び長島・大野・常松法律事務所所属の弁護士13名を加え、調査を行った。

2 調査対象会社・事業部

水産飼料事業部は他の事業部門と独立して事業運営がなされており、その取引先が

他の事業部門と異なること、架空製造や架空販売への関与者の他の事業部門への人事異動が行われていないことなどから、他の事業部門による架空製造・架空販売等への関与の可能性は低いものと判断し、調査対象を当社の水産飼料事業部に限定した。なお、2010年6月末時点において、当社は、水産飼料事業部以外の事業部門に対する実地棚卸を実施したが、社内調査委員会の調査対象とすべき事象は発見されず、また、調査の過程において、同部以外の当社の事業部門による関与の可能性を示す事実は発見されなかった。

また、当社の連結子会社及び持分法適用会社については、調査の過程において、連結決算へ影響がある事象が特定された場合のみ調査対象としており、後記第4.6(6)の事象が特定された連結子会社であるH養殖を一部調査の対象とし、2010年6月末時点における棚卸資産の全件実査を行うなどした。なお、同月末時点において、当社のグループ会社全社から「財務諸表等の適正性に関する確認書」を受領しているが、上記H養殖の関係で特定された事象以外に、社内調査委員会の調査対象とすべき事象は発見されなかった。

3 調査対象期間

調査の対象となる期間を限定せずに調査を行った。経年により会計記録の詳細や管理資料が不完全な場合には、当該記録・資料の信頼性が確認できる範囲において調査を行い、事実の確定と訂正額の確認ができた範囲において、2005年度以降について決算の訂正を行うべきと判断した。

4 調査項目

(1) 帳簿資産の実在性の確認

本件では、実際にはA製造で製商品が製造されていないにもかかわらず、当社がA製造から製商品を仕入れ、販売を行ったように偽装していた事実が発覚したことから、帳簿に記載されている資産の実在性を確認するため、当社の水産飼料事業部に關し、2010年5月末及び6月末時点における棚卸資産の全件実査と同年5月末時点における全ての売掛金について残高確認を行った。これらの調査手続によって損失の規模を把握した。

(2) 取引の実在性の確認

前記(1)の確認により、実在しない棚卸資産及び売掛金の計上が認められたため、過去の原材料の仕入・払出及び製商品の仕入・売上のうち、実体のない架空取引の存在の確認を調査項目とした。なお、これに併せて、製商品を出荷する前に先行して売上を計上するという、当社の売上計上基準からの逸脱についても調査対象に含めた。

原材料の仕入・払出については、実地棚卸で帳簿残高と差異が生じていることが

判明した品目を主な調査対象とした。製商品の仕入については、A 製造からの仕入を全て調査対象とした。また、製商品の売上については、関与者の供述等から、実在しない架空の製商品に関する売上の計上を行っている可能性のある相手先を特定し、D 養殖、E 養殖（C 卸売を帳合とする場合を含む。）、F 運送及び B 卸売への売上を調査対象とした。

(3) 簿外取引の確認

実質的な値引きのため製商品である飼料がサンプル品として大量に出荷され、このうちの一部は、全く経理処理されていないなど、簿外取引の存在が認められたため、サンプル品名目の出荷を中心に、簿外取引の存在及びその影響を調査した。また、D 養殖に対し、売上を計上せずに飼料が出荷されていた時期があるため、この出荷内容も調査した。

(4) 潜在債務の確認

原材料の循環取引を行った結果として、帳簿外の潜在債務が発生している可能性があるため、未了の循環取引の有無を調査することにより、潜在債務とその内容、金額を確認した。

(5) その他

架空製造・架空販売その他の不正取引に関する社内・社外関与者の範囲、関与の状況・程度、動機等の背景事情を明らかにすることも、社内調査委員会の設置目的である事実関係の解明に不可欠であるため、調査項目とした。

5 調査手法

(1) 棚卸資産の実査

前記 4(1)のとおり、帳簿に記載されている棚卸資産（製商品及び原材料）の実在性の確認のため、当社の水産飼料事業部に関し、2010 年 5 月末時点における棚卸資産の全件実査を行った。

(2) 売掛金及び買掛金の残高確認

前記 4(1)のとおり、売掛金の実在性の確認のため、当社の水産飼料事業部に関し、2010 年 5 月末時点における全ての売掛金について、販売先への残高確認を行った。また、循環取引による潜在債務の有無の確認を目的として、当社の水産飼料事業部に関し、2010 年 5 月末時点における全ての買掛金（未払金も含む。）について、残高確認を行なった。

(3) ヒアリング

不正取引に深く関与していたことが疑われた、当社社員である元事業部長甲、前営業部長丁、前製造部長乙及び前事業部長丙並びに、当社元社員であり、現在、A 製造工場長の a 氏を中心にヒアリングを実施し、その他、当社社員 12 名及び社外関係者 12 名のヒアリングを実施した。なお、不正取引に関する当社役員の関与・責任の

有無等の確認を目的とした役員のヒアリングは、社内調査委員会では行わず、第三者委員会の調査に委ねることとした。

(4) 電子データの調査

社内関係者の使用していたパソコン及び当社のメールサーバーに保存されている社内関係者の電子メール及び電子ファイル類の調査を行った。社内関係者 11 名の電子ファイル類につき、検索語 127 語を用いて絞り込んだ上で、約 7000 件の電子ファイルを調査した。また、上記 11 名のうち 7 名の電子メールにつき、検索語 125 語を用いて絞り込んだ上で、約 1 万 5000 件の電子メールとその添付ファイルを調査した。

(5) 証憑書類の確認

本件では、水産飼料事業部と取引先との共謀により出荷記録が偽装されていた疑いがあり、当社の保管する証憑書類によって取引の実在性を判別し、また、簿外取引の有無を確認することは困難であった。そこで、個別の事象毎に、例えば、以下の確認手続を行い、取引の実在性等の確認を行なった。また、ヒアリング時に関係者から入手した各種資料も参考資料として使用した。

(a) A 製造からの架空仕入

A 製造の a 氏が記録していた架空及び実際の製造数量・金額の集計データを入手した上、A 製造の製造日報記録（実際の製造数量が記載されているもの）との突合を行い、架空及び実在の仕入数量・金額を確認した。

(b) D 養殖、E 養殖及び F 運送に対する架空売上

D 養殖、E 養殖（C 卸売を帳合とする場合を含む。）及び F 運送に対し、実在しない架空の製商品の売上が計上されていたことが認められたが、これらの取引先に対する売上には、架空売上と実在する製商品が実際に出荷されている売上が混在していた。水産飼料事業部では、電話による注文に基づき水産飼料事業部で発注書を作成することがあり、また、架空の製商品の出荷であっても相手先の協力により発注書を入手することも可能であるため、売上の実在性を確認するためには、水産飼料事業部内に保管されている発注書を確認するのみでは不十分と考えられた。そこで、D 養殖、E 養殖及び F 運送への出荷の大部分を F 運送が担当していたことから、F 運送が管理していた運送実績記録の正確性を確認した上で、当該記録により、上記各取引先に対する出荷の有無を確認した。

(c) B 卸売に対する飼料の未記帳出荷

B 卸売に対して飼料をサンプル品として出荷したにもかかわらず、適切に経理処理していない取引があるとの供述が得られたため、B 卸売向けの売上記録と出荷記録等を比較するなどして、B 卸売に対する飼料の未記帳出荷を確認した。なお、この確認手続により、B 卸売への架空売上の有無も併せて確認した。

(d) 売上計上基準からの逸脱

B 卸売に対して飼料を出荷する前に先行して売上が計上する、先行売上計上（当

社売上計上基準からの逸脱)については、水産営業部担当者が個人で管理していたファイル記録を用いて、売上と実際の出荷の紐付けを行なった。

(e) 原材料の架空仕入・払出

実地棚卸の結果で帳簿残高と実在庫との数量差異が大きい原材料を中心に、原材料の仕入先として不自然な相手先、帳簿上の数量残が高い水準で推移している原材料の仕入を特定した上で、仕入が架空仕入であるか否か、つまり、物の移動を伴わない単なる帳簿上の取引であるか否かについて、水産飼料事業部の仕入担当者に確認した。また、架空仕入との紐付けにより、架空の払出を特定した。さらに、A 製造の原材料払出記録と当社の原材料払出記録との差異を確認し、架空原料の払出の有無を確認した。なお、A 製造に対する原材料の払出で未計上のものがあったとの供述が得られたため、未記帳の原材料払出の確認も併せて行った。

(6) その他の書類の確認

関連する契約書、監査役会議事録、内部監査報告書、稟議書類及び決裁書類等の書類内容の確認を行った。

(7) その他

その他、ヒアリングや、電子データの調査によって得られた情報で、決算に影響がある可能性があるものについては、個別に証憑書類その他の書類・記録の収集を行って実態の調査を行った。

第4 調査結果

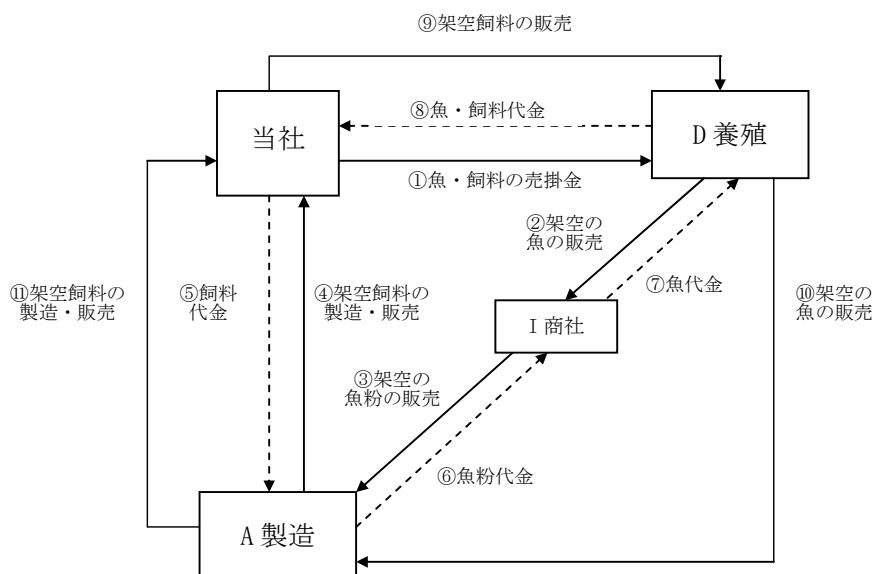
1 不正取引の概要と記載の順序

(1) 不正取引の概要

調査の結果、水産飼料事業部において、様々な不正取引が行われていたことが明らかになったが、損益に与える影響が金額的に大きなものとして、売掛金（結果的には、実在するものとししないものとの両方があったことが認められる。）回収のため、取引先に資金を回す目的で架空製造・架空販売が行われたことが明らかとなった。その詳細については、後記4で詳述するが、架空製造・架空販売に至る経緯、背景事情及びその取引形態は極めて複雑である。そこで、以後の記述の理解を容易にするため、まず、その取引形態の概要について説明する。

水産飼料事業部で行われていた架空製造・架空販売の概要は、次頁の図2のとおりである。

(図 2、架空製造・架空販売の概要)



水産飼料事業部は、ハマチ・ブリの養殖業者である D 養殖に対し、養殖魚と飼料を販売し、売掛金を有していた (①)。しかしながら、後述の理由から、D 養殖が養殖魚代金と飼料代金のうち一部の支払いを拒んだため、水産飼料事業部は、売掛金を回収すべく、当社から D 養殖へ何らかの形で資金を回すことになった。資金を回すために考えられたのが、

- ② D 養殖が養殖魚を I 商社へ販売したことにする、
- ③ I 商社が A 製造へ (飼料製造のための原料となる) 魚粉を販売したことにする、
- ④ 飼料の製造委託先である A 製造が飼料を製造していないにもかかわらず、製造したことにし、その飼料を当社が購入したことにする、
- ⑤ 当社から A 製造へ飼料代金が支払われる、
- ⑥ A 製造から I 商社へ魚粉代金が支払われる、
- ⑦ I 商社から D 養殖へ養殖魚代金が支払われる、

という、「②→③→④」の仮装取引とは逆の資金の流れを作り出すことができ、当社から D 養殖へ資金を回すことが可能となる。このように D 養殖へ回された資金により、水産飼料事業部は、①の売掛金を回収した。(後述のとおり、以上と同様の仕組みにより、E 養殖に対する売掛金も回収されている。)

④により実在しない架空飼料を購入すると、当社の倉庫に飼料は実在しないものの、当社の帳簿上は購入対象となった飼料が存在することになる。そこで、①の売掛金を回収後、水産飼料事業部は、④によって購入した実在しない架空飼料を D 養殖

殖へ帳簿上販売したことにした(⑨)。しかも、後述の理由から(後記4(3)(c)参照)、当社に通常以上の大きな利益が生じるような価格で、D養殖へ販売した。その後、架空飼料の販売による架空売掛金を回収するため、

⑩ D養殖が養殖魚をA製造へ販売したことにする、

⑪ A製造が飼料を製造していないにもかかわらず、製造したことにし、その飼料を当社が購入したことにする、

という取引を仮装する(この時点では、I商社は介在しなくなった。)ことにより、資金をD養殖へ回し、架空売掛金を回収した。

また、後には、以上の架空製造・架空販売と並行し、F運送とC卸売へも実在しない架空の飼料が販売される(架空の売掛金の計上)ようになり、以上と同様の方法により、A製造を経由し、両社へ資金が回され、架空の売掛金が回収されていた。

その他、以上の売掛金回収目的の架空製造・架空販売とは異なる類型の不正取引が行われていたことも明らかとなっている。

(2) 2以下での記載の順序

D養殖及びE養殖への売掛金を回収するため、水産飼料事業部が資金を回すことになった理由、A製造が本件に深く関与することになった理由、架空飼料をD養殖へ販売する際に大きな利益を乗せることになった理由、その他の不正取引が行われることになった理由の理解のためには、水産飼料事業部と、D養殖、E養殖、A製造及びB卸売等の取引先との過去から現在に至るまでの関係を十分に理解する必要がある。

そこで、以下では、まず、水産飼料事業部及び社内外の関係者について詳述する(後記2及び3)。その上で、損益に与える影響が金額的に大きいD養殖及びE養殖等に対する売掛金(架空売掛金を含む。)を回収する目的での循環取引(架空製造・架空販売)について、時系列で詳述し(後記4、15頁以下)、かかる取引等に起因する他の循環取引等について説明する(後記5、26頁以下)。最後にその他の不正取引について述べることとする(後記6、28頁以下)。

4~6は、時系列ではなく、4や5で述べる取引より、6で述べる不正取引の方が古いこともある。各不正取引が時系列的にどのようなタイミングで並行して行われていたかについては、添付資料8(各不正取引の時系列的関係)を参照されたい。

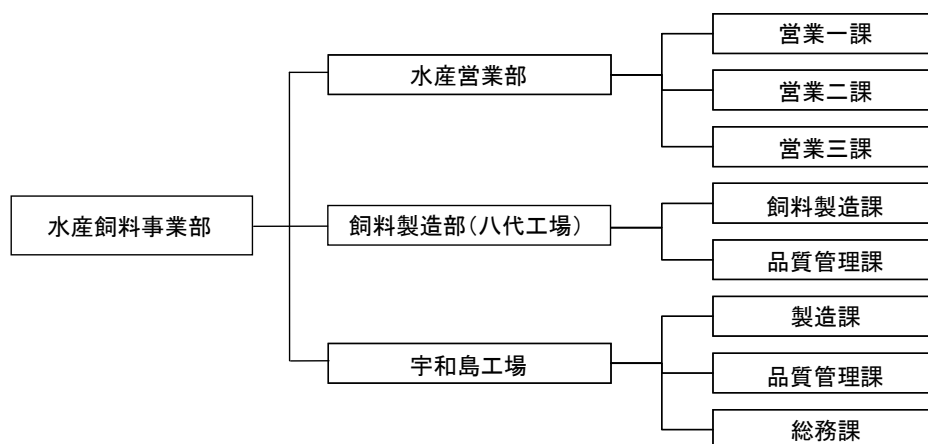
2 不正取引が行われていた水産飼料事業部の組織概要及び主な社内・社外関与者並びに不正取引に関与した主な取引先の概要

(1) 水産飼料事業部の組織概要及び主な社内・社外関与者

(a) 水産飼料事業部の組織概要

不正取引が行われていた水産飼料事業部の組織概要は、次頁の図3のとおりである。

(図 3、水産飼料事業部の組織図)



(b) 主な社内・社外関与者

不正取引に関与した社内・社外関与者の経歴は、以下のとおりである。2007年1月以降の役職の推移等については、添付資料1(役職の推移等)も参照されたい。

① 元事業部長甲

1987年4月、当社に入社後、飼料事業部熊本駐在となり、鹿児島地区の営業を担当した後、J社へ出向した。1995年3月、飼料事業部水産企画課勤務となり、そのころ、特許製品である飼料「ソフトEP」の商品開発を行った。1997年7月、同部水産企画課長となった後、2001年7月、水産飼料事業部長となり、2006年2月からは水産営業部長を兼務するようになった。2008年4月、飼料品質管理部長となり、2009年4月からB卸売へ出向していた。2002年からはJ社の代表取締役も務めていた。また、元事業部長甲は水産飼料事業部長として、絶大なる影響力を有しており、その影響力は、同部長を退いた後も本質的に変化することはなかった。

② 前製造部長乙

1991年7月、当社に入社後、飼料事業部熊本駐在、同部水産企画課兼八代工場飼料製造課等を経て、1998年7月に同部水産企画課長兼八代工場飼料製造課長となった。その後、2003年4月から八代工場飼料製造所長兼飼料製造課長となり、2004年7月から2005年2月まで及び2006年4月以降は、宇和島工場長を兼務していた。2007年7月、宇和島工場長兼務のまま、八代工場飼料製造部長となった。

③ 前事業部長丙

1989年4月、当社に入社後、飼料事業部熊本駐在となり、大学の水産実験所等に派遣された後、1994年12月、J社へ出向となった。その後、1997年4月に本社の飼料事業部に異動し、水産飼料部門の経理や原料(魚粉、大豆かす)の購入を担当していた。2005年4月に水産飼料事業部兼八代工場飼料製造所に異

動後も、同様に経理や原料の購入を担当していた。2008年4月から水産飼料事業部長を務めていたが、2010年3月、経営戦略部企画グループへ異動した。

④ 前営業部長丁

1990年4月、当社に入社後、飼料事業部熊本駐在となり、1992年から大分地区の営業を担当し、1997年からは鹿児島地区の営業を担当した。その後、2006年2月、水産営業部営業一課長となり、2008年4月からは水産営業部長を務めていた。

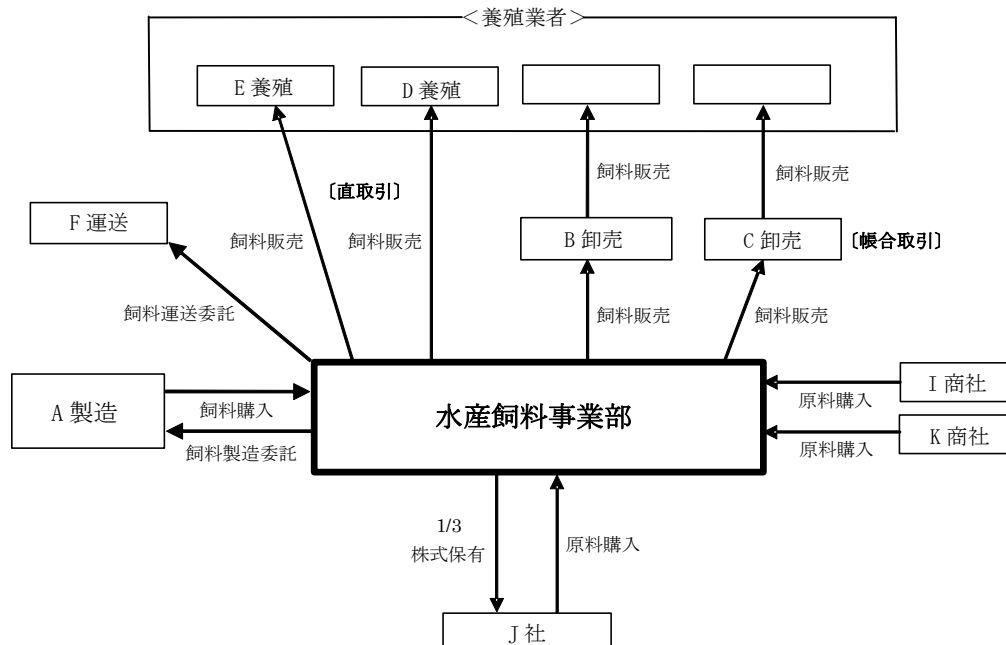
⑤ a氏

1975年4月、当社に入社後、同年7月から八代工場飼料製造課勤務となり、以後、八代工場飼料製造課長兼飼料事業部熊本駐在、苫小牧工場長兼製造課長、本社の飼料事業部副部長等を経て、2005年3月、宇和島工場長となった。その後、2006年4月、A製造へ出向し、2007年12月に当社を退職後は、A製造で工場長をしていた。

(2) 不正取引に関与した主な取引先の概要

水産飼料事業部との間の不正取引に関与した主な取引先の概要は、下記図4のとおりである。

(図4、不正取引に関与した主な取引先)



(a) A 製造

水産飼料事業部は、1996年ころから、飼料製造をA製造に委託しており、A製造は、当社が購入した原料（魚粉、大豆かす、魚油及びビタミン等）の有償支給を受け、これを使用して飼料の製造を行っていた。当社は、A製造が製造した飼料を購入し、飼料代金の支払いを行っており、当社が有償支給した原料代金の決済は別途行われていた。

(b) D 養殖

D養殖はハマチ・ブリの養殖業を営んでいる。D養殖と水産飼料事業部とは約15年の取引関係があり、最近の約10年間は、前営業部長丁がD養殖向けの営業を担当していた。後述のとおり、2008年7月からD養殖へ多量の架空飼料が販売されるようになる以前、水産飼料事業部は、D養殖に対し、平均して年間約3億円の飼料を販売していた。2004年11月以降、水産飼料事業部は、卸売業者を介さず、D養殖に対して飼料を直接販売しており、支払サイトについては、D養殖の養殖魚の販売による代金回収がなされる時期に支払期限を集中させる便宜が図られ、7月から10月までに販売した飼料代金の支払期限を翌年4月、11月から2月までに販売した飼料代金の支払期限を5月、3月から6月までの飼料代金の支払期限を6月に設定する、変則サイトが組まれていた。もっとも、最近では、当社内で、売掛金保全の観点から養殖業者との直接販売を禁止することが検討されており、後述のとおり、2009年7月以降に大量の売上がD養殖へ計上されたため、2009年10月中旬以降、D養殖に対する飼料の直接販売は禁止された。

(c) E 養殖

E養殖はカンパチの養殖業を営んでいる。水産飼料事業部は、1990年代初頭から、Bb社を帳合とする飼料販売をE養殖に対して行っており、1998年ころから、E養殖に飼料を直接販売していた。前営業部長丁がE養殖向けの営業を担当しており、2007年12月限りで直接販売が禁止される以前、E養殖に対し、平均して年間約4億円の飼料を販売していた。その後、売掛金保全の観点から、2007年12月限りでE養殖への飼料の直接販売が禁止され、以後、C卸売を帳合として飼料が販売されていた。

(d) F 運送

F運送は飼料運送会社であり、水産飼料事業部は、D養殖やE養殖等の養殖業者へ販売した飼料の運送や、水産飼料事業部が外部倉庫として利用しているD倉庫の管理をF運送へ委託していた。F運送の代表取締役社長がかつて水産会社の養殖場の場長として勤務していたころ、元事業部長甲がその水産会社の営業担当をしていたこともあり、同社長と懇意にしていた。

(e) B 卸売

Bb社の子会社であるB卸売は、水産飼料事業部の最も大口の飼料販売先である。

B 卸売は、飼料の卸売業者として、当社と養殖業者との間の飼料販売に帳合として入るとともに、養殖業者から養殖魚を買い上げて末端の量販店等への販売を行っている。

(f) C 卸売

C 卸売は飼料の卸売業者であり、前述のとおり、2007 年 12 月限りで E 養殖に対する直接販売が禁止された以後、E 養殖に対する飼料販売は、C 卸売が帳合に入ることにより行われていた。

(g) J 社

J 社は、当社、Bb 社及びタイの養殖を営む会社による合弁会社であり、1990 年 1 月に設立された。2002 年から元事業部長甲が J 社の代表取締役を務めていた。飼料の原料として使用されるビタミンプレミックスを製造し、水産飼料事業部へ納入するなどしていた。

(h) K 商社、I 商社

K 商社は魚粉取扱業者であり、かつて A 製造へ魚粉を納入していた。K 商社の代表取締役社長が出資し、2004 年 2 月に I 商社を設立した。K 商社に勤務していた者が I 商社の代表取締役となり、水産飼料事業部と I 商社との間では、飼料の原料として使用される大豆かす等の取引が行われていた。

3 水産飼料事業部と不正取引に関与した主な取引先との関係

水産飼料事業部において行われていた不正取引については、後記 4 乃至 6 において詳述するが、水産飼料事業部と以下の各取引先との間の特殊な関係が不正取引を引き起こす要因となったと考えられるため、以下、各取引先との関係について記述する。

(1) A 製造

A 製造において飼料等の架空製造を行った a 氏は、当社から 2006 年 4 月に A 製造へ出向し、2007 年 12 月に転籍した。a 氏は、当社へ 1975 年に入社し、同年に当社が水産飼料事業を立ち上げた際の中心人物の一人であり、A 製造へ出向後、2007 年秋ころから、水産飼料事業部が委託する飼料製造関連の業務に携わるようになり、同年 12 月の転籍後、A 製造の工場長を務めていた。

a 氏が A 製造へ出向する以前、A 製造において飼料の架空製造は行われていなかったようである。しかし、以前から、A 製造は、飼料代金を先行して取得するため、当社からの製造依頼数量よりも多くの飼料を製造したことし、出来高として実際よりも多く計上して、当社から飼料代金の支払いを受け、後に実際に飼料製造することによりその差異を埋めるようなことも行っていた。

(2) D 養殖

D 養殖の d 氏と前営業部長丁は、事の是非は別として、水産飼料業界において取引を継続するために生じ易い様々な「貸し借り」をしながら取引関係を維持しており、

前営業部長丁は、かねてよりD養殖に飼料を正規の値段よりも高い値段で販売したり、E養殖から売掛金が回収されない場合にD養殖から資金を回してもらって便宜を受け一方で、正規の売上による飼料の引渡しに加え、経理処理せずに飼料をサンプル品として提供するなどしていた。

また、D養殖からの飼料代金の回収等の目的から、B卸売に対し、D養殖の養殖魚の先買い（稚魚を成長後の販売価格で買い受ける契約を締結し、買主は成魚の出荷前に一括して代金を支払い、稚魚の所有権を取得する一方、売主は買主の指図に従って魚がある程度成長した段階で魚を出荷するという取引）を要請し、先買いの帳合に水産飼料事業部が入ることがあった。かかる取引において、後の成魚の出荷に際し、出荷が必要な養殖魚の数量についてD養殖とB卸売との間で意見の食い違いが生じることがあった。その際、両社の間で板挟みになった前営業部長丁は、適切な経理処理をせずに飼料をサンプル品としてD養殖へ提供したり、水産飼料事業部の負担とすることを前提にD養殖へ養殖魚の追加出荷を要請したり、B卸売からその所有となっている養殖魚の在庫を買い戻したりするなどの対応を行っていた。

(3) E養殖

E養殖との間でも、前営業部長丁は、取引関係を継続するために、様々な「貸し借り」をしながら飼料を正規の値段よりも高い値段で販売する一方で、正規の売上による飼料の引渡しに加え、適切な経理処理をせずに飼料をサンプル品として提供するなどしていた。

また、E養殖との関係でも、E養殖からの飼料代金の回収等の目的から、B卸売へE養殖の養殖魚の先買いを要請し、水産飼料事業部が帳合に入った際に、出荷が必要な養殖魚の数量についてE養殖とB卸売との間で意見の食い違いが生じることがしばしばあり、両社の間で板挟みになった前営業部長丁は、前述のD養殖に対するのと同様の対応を行っていた。

(4) B卸売

B卸売のような飼料卸売業者は、養殖魚の販売ルートを持たない養殖業者へ飼料を販売する場合、他の飼料販売業者との競争上、一般に、養殖業者から養殖魚を買い上げることが多いようである。ところが、近年、養殖魚の価格については、相対取引により決定される浜値（養殖業者が水揚げした時点で付する価格）よりも、競りにより決定される市場価格の方が低くなる、あるいは浜値と市場価格が同程度になる傾向があり、当社とB卸売との取引の関係では、当社が飼料を販売し、当社はそれにより養殖された魚を買い上げず、B卸売が買い上げていた状況があったため、輸送コスト等を含めると、養殖魚の転売によりB卸売が損失（逆鞘）を被ることがあったようである。そのため、水産飼料事業部は、B卸売から、かかる逆鞘を負担することを強く要求され、かねてより飼料の値引き等に応ぜざるを得ない状況にあった。2005年ころからは、B卸売と当時水産飼料事業部長であった元事業部長甲との話し

合いにより、全体の取引で、毎年1億から2億円程度、水産飼料事業部がB卸売の逆鞘を補填するとの合意がなされていた。

2006年末に当社がキリンホールディングス株式会社（当時、麒麟麦酒株式会社）の傘下に入った後、コア事業でない水産飼料事業部から当社が撤退する方針を有しているものと考えた元事業部長甲は、2007年初頭から、水産飼料事業部の営業部門とB卸売の営業部門の統合を希望するようになっていた。その後、2009年4月に元事業部長甲がB卸売へ出向するまでの間、当社とB卸売との間で正式に統合が検討されることはなかったが、元事業部長甲自身は、将来的に統合が実現することを前提に、B卸売へ出向した後、両社の損益を合わせて黒字になればいいとの考えの下、水産飼料事業部の損失になることを意に介さず、水産飼料事業部に対し、B卸売に対する値引きやサンプル品を出荷することなどを要請するようになった。

4 売掛金回収目的の架空製造・架空販売

後に詳述するとおり、D養殖及びE養殖に対する売掛金（架空売掛金を含む。）を回収する目的から、2008年1月以降、実際にはA製造が飼料を製造していないにもかかわらず、A製造から当社が飼料を購入したこととし、当社からA製造へ資金を回し、その資金がD養殖及びE養殖に回されることになった。その後、A製造から購入した、実在しないものの帳簿上存在することになっていた架空飼料はD養殖へ帳簿上販売したことにされ、後にはF運送及びC卸売に対しても帳簿上の販売がなされるようになった。以上に加えて、架空飼料の帳簿上の販売によって生じた架空売掛金を回収する目的からもA製造において飼料の架空製造が行われるようになり、当社の資金がA製造を通じてD養殖等へ回されることが繰り返し行われてきた。

以下、架空製造・架空販売に至る経緯から発覚まで、時系列に沿って詳述する。

(1) 架空製造・架空販売に至る経緯・動機・背景事情

前記3(2)及び(3)に記載した水産飼料事業部とD養殖及びE養殖との間の「貸し借り」の関係に加え、

- ① マラカイトグリーン等（使用禁止成分）が混入しているおそれのある飼料を摂取した養殖魚のD養殖への販売（下記(a)）
- ② 飼料の未記帳出荷により生じた架空飼料のD養殖及びE養殖への販売（下記(b)）
- ③ B卸売に対する飼料の先行売上計上後の出荷に伴うD養殖及びE養殖への架空飼料の販売（下記(c)）

の各事象が、2008年2月末以降（E養殖）又は同年4月末以降（D養殖）に支払期限が到来する両社に対する売掛金の回収の障害となり、これらが、2008年1月以降、A製造において架空製造等を行うことによって当社から両社に対して資金を回すことが開始される引き金となった。以下、各事象について詳述する。

(a) マラカイトグリーン等（使用禁止成分）が混入しているおそれのある飼料を摂取した養殖魚のD養殖への販売

2006年10月、水産飼料事業部が販売した養殖魚用飼料の一部からマラカイトグリーン等の使用禁止成分が検出された。当社は、当該飼料の販売先である養殖業者から、マラカイトグリーン等が混入されているおそれのある飼料を摂取した養殖魚を買い上げ、基準値を超えるマラカイトグリーン等が検出された養殖魚を全量廃棄処分した。また、当社の他の飼料への汚染の可能性を考慮し、当社は、同時期に製造された当社の飼料を摂取した全ての養殖魚を買い上げ、当該養殖魚中からマラカイトグリーン等が検出されないことの検査証明が出され、販売が可能となるまでの間、買い上げた養殖魚の管理をD養殖やE養殖に委託した。

その後、2007年7月ころ、E養殖に管理委託をしていた養殖魚が台風の被害により全滅したため、同年8月、同様の事態の発生を回避する目的から、当社本社からの指示により、水産飼料事業部は、D養殖に管理委託していた養殖魚をD養殖に対し、4億9115万円で販売した。なお、当社が当該養殖魚を他の養殖業者から買い上げた際の代金は5億9083万円であった。養殖魚の販売代金の支払いは、2008年4月末が期限とされ、後にその期限は同年6月末に延期されている。後述のとおり、後に、D養殖のd氏は、当社から買い受けた養殖魚が売れない、尾数が足りない、あるいは養殖魚の価値が2億円程度しかないなどと主張するようになった。

(b) B卸売、D養殖及びE養殖に対する飼料の未記帳出荷並びに飼料の未記帳出荷より生じた架空飼料のD養殖及びE養殖への販売

前述のとおり、前営業部長丁は、B卸売によるD養殖等の養殖業者からの養殖魚の先買い取引の帳合に当社が入った際、養殖魚の出荷にあたり、出荷が必要な養殖魚の数量について、養殖業者とB卸売との間で意見に食い違いが生じ、両社の間で板挟みとなり、養殖業者に飼料を無償で提供するなどして問題の解決を図っていた。その際、前営業部長丁は、適切な経理処理をしないまま飼料を提供していた。飼料を出荷しても、以上のように未記帳で出荷を行うと、出荷対象となった飼料は、帳簿上、当社の倉庫から出荷されたことが記録されないため、帳簿上の在庫と実在庫との間に差異（帳簿上、在庫として存在することになっているが、実在庫が存在していない部分）が生じるようになった。これらの未記帳での無償による出荷を「サンプル品の出荷」と呼んでいた。

また、未記帳での飼料の出荷は、以上のほか、①B卸売の帳合により養殖業者へ飼料を販売する際、養殖業者から飼料の値段が高額である等のクレームがB卸売に出され、B卸売からサンプル品として飼料の引渡しを要求された場合や、②D養殖やE養殖へ飼料を直接販売する際、飼料価格の折り合いがつかなかった場合などに実質的な値引きをするためにも行われ、いずれも当事者間ではサンプル品の出荷として理解されていた。

未記帳での飼料の出荷により生じた飼料の实在庫の不足分については、D 養殖や E 養殖に帳簿上販売したことにされ、架空の売上が計上されることがあった。

なお、未記帳での飼料の出荷は、2003 年あるいは 2004 年ころから行われてきたようであるが、年数が経っていることもあり、個別の取引の特定が困難であった。2008 年 1 月の架空製造開始前においては、2007 年に 8664 万円相当の飼料が未記帳のサンプル品として B 卸売へ出荷されていることのみが特定されている。

(c) B 卸売に対する飼料の先行売上計上後の出荷に伴う D 養殖及び E 養殖への架空飼料の販売

水産飼料事業部の 2006 年の売上目標を達成するため、元事業部長甲は、飼料の出荷が 2007 年以降に予定されていたにもかかわらず、2006 年 7 月から同年 10 月までの間、B 卸売に対し、合計 1970 トン、2 億 3292 万円の飼料（ハマチハーフ、ハマチハーフソフト EP）を販売し、その時点で先行して売上を計上した（添付資料 2（先行売上計上）参照）。

その後、2007 年 1 月から 2007 年 6 月までの間、B 卸売の指定業者である運送会社により、ハマチハーフ及びハマチハーフソフト EP が B 卸売に運送されたが、元事業部長甲の指示により、前営業部長丁は、上記ハマチハーフ等が出荷された日と同時期に、上記ハマチハーフ等を E 養殖へ販売したことにして架空の売上を計上するとともに、F 運送が運送したことに仮装して F 運送に運賃を支払い、F 運送を通じて上記運送会社へ運賃を支払った。

水産飼料事業部は、2007 年 5 月以降、B 卸売から、上記売買の対象となった飼料とは別の種類の飼料（アミノハーフ）を上記売買に基づき出荷することを求められたため、2008 年 7 月までの間、飼料の変更手続をせずにアミノハーフを出荷した。既に売上計上している飼料とは別の種類の飼料であるアミノハーフを変更手続せずに出荷すると、帳簿上、アミノハーフの出荷は記録されず、出荷対象となったアミノハーフが帳簿上在庫として残ってしまい、实在庫が存在しない部分が生じるため、その対応方法について、当時水産飼料事業部長であった元事業部長甲、当時水産飼料事業部勤務の前事業部長丙、当時飼料製造部長であった前製造部長乙及び当時水産営業部営業一課長であった前営業部長丁らが協議を行った。その結果、上記出荷対象となり、帳簿上在庫として残ることになる部分を D 養殖と E 養殖へ販売したことにして架空飼料の売上を計上し、飼料の实在庫に不足が生じることを回避した。

以上の結果、D 養殖と E 養殖に対して、約 2 億 3000 万円の架空売上が計上されることになった。

(2) 架空製造・架空販売の決定

2007 年秋の時点で、2008 年 4 月末以降に支払期限の到来する D 養殖への売掛金は、マラカイトグリーン等が混入しているおそれのある飼料を摂取した養殖魚の売買代

金 4 億 9115 万円（前記(1)(a)参照）に加え、架空売上分（前記(1)(b)及び(c)参照）を含む飼料販売代金 4 億円から 5 億円、合計 9 億円から 10 億円となっていた。

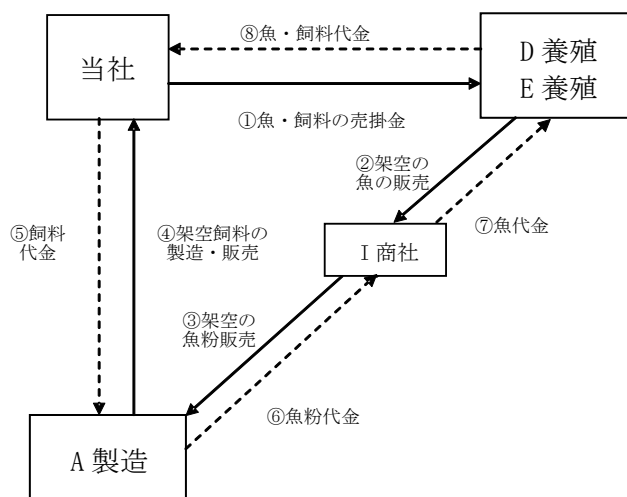
2007 年の秋、前営業部長丁は、D 養殖の d 氏から、「買い受けた養殖魚が売れない」、「尾数が足りない」、あるいは「2 億円程度の価値しかない」などと言われ、また、飼料販売代金に架空売上分が含まれていたため、D 養殖が自ら用意することのできる約 5 億円以外の資金を水産飼料事業部から D 養殖に回すように主張された。これに対し、前営業部長丁は、上記養殖魚の価値が約 2 億円であるとの d 氏の主張の真偽は不明であったものの、D 養殖に対する上記売掛金に架空売上分が含まれるなど D 養殖に対して「借り」があることは事実であり、他方で、売掛金の回収は必須であるため、D 養殖へ資金を回すことが必要と考えた。

また、2007 年 7 月ころ、E 養殖は、台風の被害により、水産飼料事業部から管理を委託されていた養殖魚のみならず、E 養殖所有の養殖魚も大きな被害を受けたため、養殖魚を販売することによる資金の捻出が十分に期待できなかった。さらに、当社は、E 養殖に対しても架空飼料の販売をする（前記(1)(b)及び(c)参照）など過去の「借り」があったところ、2007 年 12 月限りで E 養殖に対する飼料の直接販売は行わない旨当社内で決定され、以後、E 養殖との間で「貸し借り」関係を継続することができなくなった。そこで、2008 年 2 月末及び 3 月末が支払期限となっていた、E 養殖に対する飼料の直接販売によって生じていた残余の売掛金の回収の際、E 養殖に資金を回すことにより、過去の「貸し借り」関係を清算する必要が生じた。

しかし、前営業部長丁は、当社から D 養殖及び E 養殖に資金を回す方法が思い付かず、また、当時水産飼料事業部長であった元事業部長甲の了解なしに資金を回すことはできないため、2007 年秋以降、以上の状況について、元事業部長甲へ相談した。その結果、元事業部長甲は、架空売上分など過去の「借り」の返済を行う必要があることはもちろんのこと、前記マラカイトグリーン事件（前記(1)(a)参照）の影響によって水産飼料事業部の業績が悪化している中、D 養殖や E 養殖に対する売掛金の回収ができない事態は避けなければならないとの結論に至り、何らかの形で D 養殖と E 養殖へ資金を回すことにした。そして、元事業部長甲は、A 製造で飼料を架空製造し、当社がそれを購入するなどして、D 養殖及び E 養殖へ当社から資金を回すことを考え、当時、水産飼料事業部から A 製造へ出向し、飼料の委託製造業務に携わっていた a 氏と協議を行った。協議の結果、次頁の図 5 のとおり、水産飼料事業部から A 製造が飼料の製造委託を受けたことにして飼料の架空製造を行い、当社が架空飼料を購入したことにして (④) 当社から飼料代金を A 製造へ支払わせ (⑤)、他方で、D 養殖及び E 養殖が養殖魚を I 商社へ販売したことにし (②)、さらに、I 商社が魚粉を A 製造へ販売したことにして (③)、各々仮装取引を行い、A 製造から I 商社へ魚粉代金を支払い (⑥)、I 商社から D 養殖と E 養殖へ養殖魚代金を支払い (⑦)、D 養殖・E 養殖へ資金を回すことになった。

a氏は、当社からA製造が取得する飼料代金とA製造がI商社へ支払う魚粉代金の差額の一部をマージンとして取得できること等の理由から、上記架空製造等に協力することになった。

(図5、D養殖及びE養殖向け架空製造、架空販売)



(3) 架空製造・架空販売の実行状況

(a) 2008年1月以降の架空製造・架空販売の開始・実行

その後、E養殖に対する売掛金の弁済期が到来する2008年2月末から同年3月末に向け、また、それに引き続き、D養殖に対する売掛金の弁済期が到来する2008年4月末から6月末に向け、2008年1月からA製造において飼料の架空製造が開始された。当社は架空製造された飼料を購入し、同年6月末までに、当社から合計11億6983万円が飼料代金としてA製造へ支払われ、A製造からI商社へ9億8736万円が支払われ、I商社からD養殖に対して6億3010万円、E養殖に対して3億4650万円が支払われた。その後、当社は、一部遅延はあったものの、E養殖及びD養殖から売掛金全額の回収を行った。

架空製造された飼料を購入したことにした結果、A製造の工場内のA倉庫に飼料は実在しないものの、架空購入した飼料が帳簿上存在することになったが、以上の架空製造・架空販売が行われ始めた当初、前営業部長丁は、架空製造により生じた帳簿上の架空の飼料在庫については、D養殖が養殖魚の販売で利益を上げるなど、将来的にD養殖その他の取引先が利益を上げた場合にその利益により、当社の帳簿上の架空の飼料在庫を購入させるなどして解消させることができるのではないかと考えていた。

2008年1月にA製造における架空製造が行われ始めたころ、当時水産飼料事業部勤務の前事業部長丙（その後、2008年4月から2010年3月まで水産飼料事業部

長)と当時飼料製造部長の前製造部長乙も、前営業部長丁、元事業部長甲あるいはa氏から説明を受け、前記図5の仕組みでA製造において飼料の架空製造等が行われ、少なくともD養殖へ当社の資金が回されることを知ることとなった。しかし、前事業部長丙においては、水産飼料事業部内で絶大なる影響力を有していた元事業部長甲が行っていることに異議を申し立てることができず、また、前製造部長乙においては、上記養殖魚がD養殖によって販売されることにより得られる代金をもって、D養殖が帳簿上の架空の飼料在庫を購入すれば、将来的に架空の飼料在庫が解消されるであろうと考えていたこともあり、両名ともに、特段、架空製造等を行うことについて反対意見を述べることはなかった。

なお、一般に、A製造での飼料の委託製造は、水産飼料事業部の担当者からA製造へ送付される月次の製造依頼書に基づいて行われていたが、架空製造分については、E養殖やD養殖へ回す金額について前営業部長丁がa氏と協議した後、a氏から月次の製造依頼書を作成する担当者に連絡されており、架空製造分を含む月次の製造依頼書は、多くの場合、事後的に作成されていた。

(b) 2008年4月の水産飼料事業部長の交代

元事業部長甲は、水産飼料事業部の主力製品である特許品「ソフトEP」を開発した実績を有し、また、2001年7月以降、長年に亘って水産飼料事業部長の職にあったことなどから、同部内で絶大なる影響力を有していたところ、2008年4月、元事業部長甲は、当社本社の飼料品質管理部長に異動となり、前事業部長丙が後任の水産飼料事業部長となった。しかし、元事業部長甲が代表取締役社長を務めていたJ社が八代にあったこともあり、元事業部長甲は、飼料品質管理部長となった後も、熊本県八代市に居住し、本社へ赴くのは一か月に数日であった。そして、J社の事務所が水産飼料事業部と同じ建物内であったため、勤務形態も従前とほとんど変わらず、2008年4月以降も、同部内で従前と同様の影響力を維持した。その後、少なくとも、2009年4月にB卸売へ出向するまでの間、元事業部長甲は、予算や販売計画等に関して水産飼料事業部に対して依然として強い影響力を維持していた。そして、かかる元事業部長甲の影響力はB卸売への出向後もなお相当の程度保たれていた。

なお、架空製造開始後、架空製造により生じた架空の飼料在庫がA倉庫の在庫として帳簿上積み上がり、2008年5月、6月ころから、本社からA倉庫の在庫量が多いことを指摘され始めたため、前事業部長丙は、水産飼料事業部長として、在庫の削減方針等を本社に説明するなどしていた。

(c) 2008年7月以降の架空飼料の販売

当時、一般的に水産飼料事業の状況が厳しく、さらに、マラカイトグリーン事件(前記(1)(a)参照)の影響もあり、水産飼料事業部の業績は相当に悪化していた。また、水産飼料事業部の最も大口の販売先であるB卸売を帳合とした飼料販売に

においては、前述のとおり、B 卸売に生じる養殖魚売買の逆鞘を負担するために値引き等が強く要請され、これを行わざるを得ないことも多く、B 卸売との取引において、水産飼料事業部の利益を上げることが困難な状況にあった。

そのような中、元事業部長甲から「水産飼料事業部の利益が足りない。」「とにかく事業部を続けていけるようにしろ。続けていかなければ B 卸売と一緒に成れない。」などといった強い圧力を受け、前営業部長丁は、水産飼料事業部の存続のため、同部の売上高と利益を上げなければならないとの思いから、2008 年 7 月以降、前記架空製造によって A 倉庫に帳簿上積み上がっていた架空の飼料在庫や、前記架空製造を開始する以前から生じていた帳簿上の架空の飼料在庫を D 養殖へ販売し、その際に通常以上の大きな利益が当社に生じるような価格で販売することを繰り返すようになった。

なお、一般に、飼料販売を行い、売上を計上するには、出荷指図書や出荷報告書に基づく事務社員による手続きが必要である。架空の飼料販売を行う際、前営業部長丁は、出荷指図書を月末にまとめて事務社員に渡したり、通常とは異なる体裁の出荷報告書を用いたりしていたため、水産飼料事業部内で不審に感じた部下もいたものの、上司である前営業部長丁に異議を唱える者はいなかった。

(d) 2008 年 8 月の監査対応としての A 製造での偽装在庫品の製造

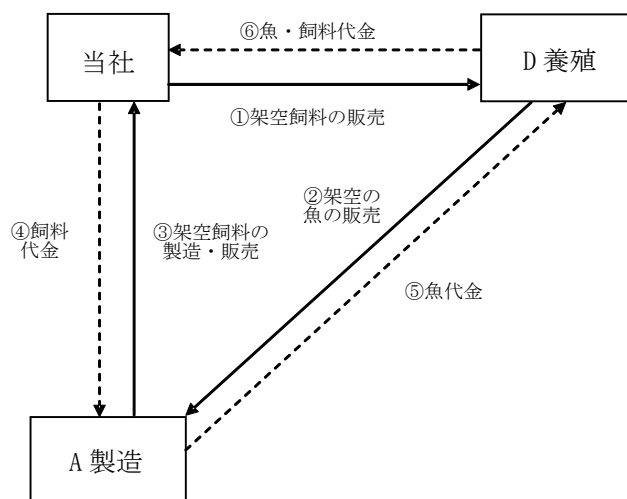
2008 年 8 月、当社の監査部等による A 倉庫への実地棚卸が行われたが、飼料在庫が実在しないことが発見されることはなかった。これは、事前に、監査対応を行う a 氏が元事業部長甲あるいは前製造部長乙より指示を受け、a 氏の指揮の下、架空製造によって生じた帳簿上の架空の飼料在庫が実在するかのように装うため、A 製造の社員によって、大豆かす等を用いて大量の偽装在庫品が製造・準備されていたからであった。

(e) 2008 年秋の D 養殖の d 氏の八代訪問等

2008 年秋、D 養殖の d 氏が熊本県八代市の水産飼料事業部事務所を訪れた。そのころまでに、前営業部長丁は、D 養殖に対し、約 7 億から 9 億円の架空の飼料在庫を販売していた。d 氏は、元事業部長甲、前営業部長丁、前事業部長丙及び前製造部長乙に対し、2008 年 4 月末から 6 月末までに支払期限の到来した売掛金の支払いのために自らが 4 億円を銀行から短期借入れをしたことや、マラカイトグリーン事件（前記(1)(a)参照）発生後、2007 年 8 月に当社から購入した養殖魚の数量が足りなかったこと等、当社へ様々な「貸し」があることを主張した。その上で、翌 2009 年 4 月末から 6 月末までに支払期限の到来する D 養殖への架空の売掛金を支払うための原資も含め、前記図 5 と同様の方法によって D 養殖へ資金を回すよう求めてきた。この要求につき、その後、元事業部長甲、前営業部長丁、前事業部長丙及び前製造部長乙との間で議論はなされたものの、結局は、次頁の図 6 の方法により、D 養殖へ資金を回すことになり、A 製造で飼料の架空製造を行うなど

して、後記(f)のとおり、2008年10月からD養殖へ資金を回し始めることになった。

(図6、架空売掛金回収目的の架空製造・架空販売)



なお、前述のとおり、2008年1月に架空製造等を開始した当初は、D養殖及びE養殖とA製造との間の架空販売にI商社が介在していた。しかし、同年8月、I商社は、E養殖との取引の関係で税務署の調査を受けたことにより、その後の関与を拒んだため、2008年10月以降の架空販売にI商社は介在せず、D養殖からA製造へ直接、養殖魚の販売を行ったようにして、A製造からD養殖へ資金を回すようになった。

また、同年10月以降、元事業部長甲の指示により、毎月一回、a氏が前営業部長丁とともにD養殖を訪問することになり、同月以降、D養殖へ回すべき金額等について、D養殖のd氏と協議をするようになった。

(f) 2008年秋以降の架空製造・架空販売

2008年7月から2009年6月までの間、D養殖に対し、合計12億3776万円の架空売上が計上されており、その支払期限が到来する2009年4月末から6月末までの間にD養殖へ資金を回すため、また、前記(e)の短期借入分のうちの2億円等、D養殖が主張する「貸し」部分の返済のため、前記図6のとおり、2008年秋からA製造で飼料の架空製造が行われ、D養殖が養殖魚をA製造へ販売したことにして、2009年6月末までにD養殖に合計17億4371万円の資金が回された。

なお、2008年7月から同年9月までに、D養殖に対して6億7551万円の架空売上が計上され、売掛金残高が増大していたため、元事業部長甲からa氏が指示を受け、同年10月以降、D養殖への実売上分を売上計上せずA倉庫から飼料が出荷されるようになり、その後、2009年10月までの間、売上計上せず合計2144

トンの飼料がD養殖へ引き渡されている。

(g) 2009年2月以降のF運送及びC卸売向け架空製造・架空販売の開始

前述のとおり、2008年秋以降、A製造で飼料の架空製造が継続されたこともあり、A倉庫の帳簿上の飼料在庫の量が膨れ上がったため、水産飼料事業部は、当社本社から在庫を削減するよう命じられるようになっていた。

そこで、帳簿上の在庫量を減少させるため、2009年2月以降、D養殖に加え、F運送及びC卸売に対しても、架空の飼料在庫の販売が行われるようになり、前記図6と同様の方法により、F運送及びC卸売からA製造へ架空の飼料の販売を行い、他方で、A製造において飼料の架空製造をし、架空製造された飼料を当社が購入することにより、当社からA製造に資金を回し、A製造経由で、F運送及びC卸売に対して架空売掛金の支払いのための弁済原資を回すようになった。F運送及びC卸売に対する売掛金は、月末締め90日サイトで回収されていた。

なお、前営業部長丁からの依頼により、F運送は、2009年5月以降、D倉庫の保管料月額150万円を、同年8月以降、G倉庫の保管料月額350万円を負担していた。F運送の当該負担分に相当する資金は、D養殖及びF運送に対して架空の飼料在庫を販売する際にF運送が飼料を運搬したことに仮装し、当社が運送賃を支払うことなどでF運送へ流していた。

(h) 2009年2月以降のA製造からの原料の購入及び半製品の架空製造

2009年に入り、飼料の架空製造量が増大したため、帳簿上の製造量が飼料（製品）の年間製造計画上の月次製造予定数量を超えるおそれがあった。そこで、前製造部長乙とa氏が相談し、同年2月から6月までの間、D養殖等へ回す資金を捻出するため、飼料を架空製造することに加え、①A製造から架空の原料（魚粉、魚油）を仕入れたことにし、また、②宇和島工場向けの半製品である生地（魚粉、ビタミン等で構成されるもので、魚油を混ぜることにより飼料になるもの）の架空製造をし、当社がそれを仕入れたことにしてA製造に資金を回すこともあった。

(i) 2009年7月以降の架空飼料の販売

2009年6月末までA製造で架空製造をするなどしてD養殖に資金を回していたが、D養殖から養殖魚代金を含めた回収がなされず、架空製造によって生じた帳簿上の架空の飼料在庫量が拡大し続けていたため、2009年夏ころから、当時、B卸売へ出向中であつた元事業部長甲と飼料製造部長であつた前製造部長乙は、以後、D養殖へ資金を回すことを反対するようになった。

しかし、2009年7月以降も、後述のとおり、監査に対応する必要があるとのa氏らの要請に基づき、前営業部長丁は、架空の飼料在庫をD養殖へ販売し続け、同年10月末の時点で9億7696万円もの売掛金残高が計上されることになった。そして、同年10月中旬にD養殖に対する飼料の直接販売が禁止されたため、前営業部長丁は、D養殖に代え、F運送及びC卸売へ架空の飼料在庫を販売するように

なった。

(j) 2009年8月以降の監査対応

A製造による架空製造によりA倉庫に架空の飼料在庫が拡大している状態が続いていたところ、2009年8月末から9月初めにかけて、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツによるA倉庫の棚卸監査が行われることになった。そこで、架空の飼料在庫の存在が発覚することを免れるため、前営業部長丁は、a氏らの要請に基づき、大量の架空の飼料在庫をD倉庫やG倉庫等へ帳簿上移動する処理を行うとともに、架空の飼料在庫をD養殖へ販売するなどした。さらに、A製造では、大豆かす等を用いて製造していた偽装在庫品を用い、帳簿上の架空の飼料在庫がA倉庫に実際に存在するかのように偽装したり、架空の飼料在庫の一部を八代倉庫に移動させたと回答するなどして、上記実地棚卸において発覚を免れた。

その後、2009年10月中旬、当社の監査部により八代倉庫、D倉庫及びG倉庫等の実地棚卸が行われることになった。そのため、同年9月以降、前製造部長乙らの指示により、元事業部長甲の了解の下、J社の社員や八代工場製造課の社員が、八代倉庫内に帳簿上存在していることになっていた架空の飼料在庫の発覚を免れるため、脱脂ぬかを用いて偽装在庫品を製造するなどした。また、そのころ、D養殖に対する飼料の直接販売を行わないことが社内で決定され、D養殖へ販売したことを仮装することができなかつたため、上記倉庫間移動によってD倉庫及びG倉庫に帳簿上存在することになっていた架空の飼料在庫について、前営業部長丁は、2009年10月中旬の実地棚卸の直前、C卸売のc氏の了解を得て、後に何らかの形でC卸売に資金を回すとの約束の下、当該架空の飼料在庫をC卸売に5億9760万円で販売して架空売上を計上した。これにより、当該架空の飼料在庫は、D倉庫及びG倉庫から既に出荷済みであるとの体裁が整えられたため、実地棚卸により、当該架空の飼料在庫の存在が発覚することはなかった。

(k) 2009年11月以降の架空飼料の販売、2010年1月以降の架空製造

また、2009年10月中旬にD養殖への飼料の直接販売が禁止されたため、前営業部長丁は、その前後から、F運送に対して大量に架空の飼料販売を行うようになり、2010年1月末の時点で6億7343万円の架空売掛金が計上されていた。なお、2009年11月以降も、売上を計上せずにD養殖へ飼料が出荷されることが続いていたが、そのころから、D養殖へ出荷された飼料に対応する売上がF運送への売上として計上されるようになった。

そのため、2010年1月以降、特にF運送に対して多額の資金を回す必要が生じ、A製造において飼料の架空製造が行われ、当社が購入したことにして、A製造からF運送に対し、同年2月に3億1065万円、3月に3億6918万円、4月に2億3890万円の資金が回されている。なお、後述のとおり、元事業部長甲は、C卸売とD養殖には資金を回さないように前営業部長丁らに指示を出していたものの、F運送に

は資金を回すように前営業部長丁らに指示を出していた。

(1) 2010年2月のC卸売による5億9760万円の売掛金の否認とその後のD養殖及びE養殖への販売先変更

前記(j)のとおり、2009年10月にC卸売へ5億9760万円の架空売上を計上したが、元事業部長甲が架空製造により資金をC卸売に回すことに反対したため、C卸売に資金が回されなかった。そのため、5億9760万円の売掛金の支払期限である2010年1月末を過ぎてもC卸売から支払いはなく、また、同年2月には同社から売掛金の存在を否認された。

当社は、対策本部を設置し、C卸売が売掛金を否認した理由等について、c氏や前営業部長丁らのヒアリングなどを実施して調査を行った。両名からは、当時、飼料の直接の販売が禁止されていたD養殖とE養殖へ飼料を販売するため、C卸売を帳合に入れることにしてC卸売へ売上を計上したが、C卸売内部ではこれらの取引の帳合に入ることについて了解が得られていなかったとの説明がなされた。

その後、当社監査部の社員らがD養殖とE養殖へ確認に赴いたところ、いずれも飼料が出荷され、売掛金が存在することを認め、D養殖が4億9029万円の売掛金（弁済期、2010年6月末）、E養殖が9678万円の売掛金（弁済期、2010年7月から9月）の残高確認に応じた。そこで、当社は、C卸売への売掛金を両社に対する売掛金とする訂正を行った。両社が残高確認に応じた理由は、前営業部長丁が、2009年10月にC卸売の帳合で飼料を販売したことにして売上を計上することを残高確認の前に両社へ各々依頼し、A製造から資金を回すことを条件に同意を得ていたためであった。

(4) 2010年5月のD養殖による9億7696万円の売掛金の否認と架空販売の疑いの浮上

D養殖に対しては、前記(3)(1)の4億9029万円の架空の売掛金に加え、2009年7月から10月までに計上した架空売上による売掛金9億7696万円があり、後者の弁済期が2010年4月末に到来した。しかし、D養殖に対しても、元事業部長甲や前製造部長乙らが架空製造により資金を回すことを反対していたため、2009年11月以降、D養殖へ資金が回されなくなり、2010年4月末もD養殖へ資金が回されなかった。そのため、同年4月末を経過しても、売掛金を回収することができなかった。そこで、同年5月10日、現水産飼料事業部長らがD養殖を訪問したところ、d氏から当該売掛金が架空飼料の販売によるものであるとの申し出を受けた。そこで、同日、現水産飼料事業部長から本社の水産飼料事業部担当取締役らにその旨報告がなされ、前記第2.1のとおり、内部調査が開始された。

(5) 架空売掛金

本件が発覚した時点で残存していた架空飼料の販売による架空売掛金は、D養殖に対する14億6725万円、E養殖に対する1億162万円及びF運送に対する1億2888万円の売掛金である。

5 架空製造開始後の在庫の圧縮等を目的とした循環取引等

以上のとおり、2008年1月からA製造において飼料等の架空製造を開始し、当社が架空飼料等を購入していたため、帳簿上の在庫量が増大することになった。このような帳簿上の在庫量の圧縮等のため、架空の飼料在庫あるいは実在するものの長期間在庫として滞留していた原料在庫等について、実際には物を移動させないで循環取引等が行われていた。

(1) 魚粉の循環取引

2008年6月に行われた当社監査部による監査において、2003年から2004年までの間にA製造及びI商社から仕入れた原料（D-魚粉）在庫が長期に滞留していると指摘を受けた。そのため、前事業部長丙、前製造部長乙及び元事業部長甲らで協議し、元事業部長甲の主導により、当該原料在庫につき、「当社→B卸売→C卸売→J社→当社」という流れの、実際には物を移動させない循環取引が行われた（添付資料3（循環取引①）参照）。

循環取引の対象とされたD-魚粉は、原料からP-魚粉という商品へ当社内でコード変更された後（現在、D-魚粉の所在は不明）、2008年7月から同年12月までの間、P-魚粉400トンが2億153万円で当社からB卸売に対して販売したことにされ、当社において売上計上されている。その後、2009年1月から同年6月までの間、B卸売からC卸売に対し、ペプタイドミールの名称で400トンが2億2420万円で売却され、同様の期間にC卸売からJ社に対し、発酵魚粉の名称で400トンが2億3320万円で売却されたことになっている。さらに、2009年3月から同年8月までの間、J社から当社に対し、P-魚粉の名称で413.2トンが2億4298万円で売却されたことになっており、当社において仕入計上されている。

元事業部長甲の指示により、前営業部長丁がC卸売のc氏との連絡・交渉窓口となって対応している。J社から仕入計上しているP-魚粉のトン数が増えているのは、J社が再加工を行ったかのように装ったためである。

A製造及びI商社から仕入れたとされるD-魚粉の所在は不明であり、J社から後に仕入れたことになっているP-魚粉は、帳簿上は存在するものの、実在しない商品在庫となり、前営業部長丁により、2009年3月から同年10月までの間、D養殖へP-魚粉として257.5トンが1億5196万円、同年4月から同年11月までの間、F運送へP-魚粉として155.7トンが9185万円で販売されたことになっている。

(2) 架空飼料・原料の循環取引等

前事業部長丙及び前製造部長乙から在庫量を減少させる必要があるとの要請を受けた元事業部長甲の主導により、2008年末の在庫量を減らすため、架空の飼料及び原料在庫（ハマチミックスCL30、WミックスCLM等）につき、「当社→A製造→B卸売→当社」という流れの、物を移動させない循環取引が行われた（添付資料4（循環

取引②・A製造への架空売上) (1)参照)。

2008年11月から同年12月までの間、当社からA製造に対し、実在しない飼料及び原料在庫(ハマチミックスCL30、WミックスCLM等)が4億9450万円で売却及び有償支給されたことになっており、当社において売上等が計上されている。その後、2008年12月、A製造からB卸売に対し、ブレンドミールB55等の名称にて4億9950万円で売却されたことになっており、2009年1月から2010年1月までの間、B卸売から当社に対し、ハイミールの名称にて架空原料が5億5037万円で売却されたことになっており、当社において仕入計上されている。

また、2009年2月から同年8月までの間、A製造で架空製造され、当社が購入した架空の飼料在庫及び飼料の未記帳出荷により生じた実在しない帳簿上の飼料在庫(TKミックスCLM等)が、当社から4億7022万円でA製造へ販売されたものとして売上計上されている(添付資料4(循環取引②・A製造への架空売上)(2)参照)。この取引の一部については、2009年9月の当社監査部による監査の際、a氏が原料として飼料の製造に使用し、製造した飼料を当社に販売した旨述べたため、循環取引類似の取引として、2009年12月に売上計上を取り消されている。なお、その他、a氏が再加工して他社へ販売したと述べた分については、当時、正常な取引と判断され、会計上取り消されることはなかった。

(3) 原料の循環取引

2008年6月に行われた当社監査部による監査において、①2003年から2004年までの間にA製造及びI商社から仕入れた原料(D-魚粉)在庫、②2003年3月、4月にA製造から仕入れた原料(ペプタイドミールSP)在庫及び③2005年5月から2006年3月までの間にI商社から仕入れたことになっている原料(Axミックス及びCミックス)在庫(後記6(1)参照)が長期に滞留しているとの指摘を受けた。その後、2009年6月末の目標在庫量に到達していなかったため、前事業部長丙と前製造部長乙らに対策を考え、前製造部長乙らの主導により、上記原料につき、「当社→A製造→B卸売→当社」という流れの、物を移動させない循環取引が行われた(添付資料5(循環取引③)参照)。

2009年6月、当社からA製造に対し、上記原料合計約180トンが9932万円で有償支給されたことになっており、同年7月、A製造からB卸売に対し、ホールミールARの名称で合計400トンが9980万円で売却されたことになっている。その後、2009年9月から2010年1月までの間、B卸売からA-魚粉の名称で合計400トンが1億712万円で当社に売却されたことになっており、当社において仕入計上されている。

上記仕入計上されているA-魚粉の一部(合計240トン)については、2009年9月から同月11月までの間に合計6348万円でA製造に対して払い出されたことになっている。

(4) 架空ミールの循環取引

当社がA製造から購入した架空商品であるミールにつき、元事業部長甲の主導により、「当社→C卸売/F運送→I商社→Bbb社/B卸売→当社」という流れの、物を移動させない循環取引が行われた（添付資料6（循環取引④）参照）。Bbb社は、Bb社の子会社である。2009年8月から同年10月までの間、当社からC卸売及びF運送に対し、実在しないミール合計4310トンが5億1012万円で売却されたことになっており、当社において売上計上されている。その後、ミールがC卸売及びF運送からI商社へ、同社からBbb社及びB卸売へ売却されたことになっている。さらに、2009年10月から2010年4月までの間、Bbb社及びB卸売から当社に対し、ミール合計1992トンが売却されたことになっており、当社において仕入計上され、当社はBbb社及びB卸売に対し、2億8452万円を支払っている。なお、Bbb社及びB卸売は、既にI商社へ上記架空ミールの仕入代金全額5億5581万円を支払済みであり、また、I商社からC卸売及びF運送への合計5億5129万円、C卸売及びF運送から当社への合計5億3562万円の支払いも既に行われている。

6 その他の不正取引の概要

以上詳述した売掛金回収目的の架空製造・架空販売及び循環取引等以外にも、以下のような架空・不正取引が水産飼料事業部及びH養殖において行われている。

(1) I商社等との間の架空の原料取引

実在しないハイミールにつき、2004年2月から同年8月までの間、「当社→J社→I商社→当社」という流れの、物を移動させない循環取引が行われた（添付資料7（架空原料取引）(1)参照）。

また、①2004年5月から同年12月までの間、実在しない銀鮭用ビタミンプレミックスを、②同月、実在しないハイミールを、③2005年7月から2006年3月までの間、実在しないAxミックス、Cミックス及びカロフィールピンク等をI商社から当社が購入したことになる（添付資料7（架空原料取引）(2)、(4)及び(5)参照）。

以上の各取引により合計8億2719万円がI商社に支払われている。

さらに、2004年11月、実在しないハイミールをK商社から当社が購入したことになる（添付資料7（架空原料取引）(3)参照）。

その後、以上の架空と考えられる原料在庫のうち、銀鮭用ビタミンプレミックスをK商社（添付資料7（架空原料取引）(2)）、ハイミールをJ社へ当社が売却したことになっており、Axミックス及びCミックスについては当社が原料として使用したことにして、合計5億5646万円分の帳簿上の在庫を減らしている。

また、A製造において、当社の原料を使用して払出する際に、帳簿上存在する架空原料（魚粉類）を使用したことにしたことがあり、他方、当社の原料を実際に使用して払出したにも関わらず、当社への払出報告から除外し、払出が未計上となっていたものもある。

(2) 架空製造開始後の B 卸売に対する飼料の未記帳出荷

2008 年 1 月に架空製造が開始される以前から B 卸売等に対して経理処理せずに飼料がサンプル品として出荷されていたが、2008 年 1 月以降も、B 卸売に対し、2008 年に 1 億 6541 万円、2009 年に 7212 万円、2010 年 5 月までに 2926 万円相当の飼料が経理処理せずにサンプル品として出荷されている。

(3) 2007 年以降の B 卸売に対する飼料の先行売上計上と後出荷に伴う D 養殖及び E 養殖への架空飼料の販売

後に飼料を出荷する予定であるにもかかわらず、未だ出荷していない時点で先行して売上を計上すること（先行売上計上）は、当社の売上計上基準に反する会計処理である。かかる先行売上計上は、2006 年にも B 卸売に対する売却取引において行われている（前記 4(1)(c)参照）が、以下のとおり、2007 年以降にも行われている（添付資料 2（先行売上計上）参照）。

2007 年 10 月から同年 12 月までの間、B 卸売に対し、合計 1000 トン、1 億 3990 万円の飼料（TK カンパチミックス）を販売し、その時点で出荷をしていないにもかかわらず、先行して売上を計上した。2006 年の先行売上計上と異なり、2007 年の先行売上計上の際は、後に出荷された飼料の銘柄の変更は行われず、2008 年 1 月から同年 8 月までの間、TK カンパチミックスが出荷されている。

さらに、2008 年 2 月から同年 6 月までの間、B 卸売に対し、合計 4499 トン、5 億 6493 万円の飼料（TK カンパチミックス、TK ハマチミックス）を販売し、その時点で出荷をしていないにもかかわらず、先行して売上を計上した。その後、当初は、2009 年 1 月から 2010 年 2 月までの間、TK カンパチミックスと TK ハマチミックスを出荷したが、2009 年 7 月以降は、2006 年の先行売上計上と同様に、大部分の出荷について、変更手続をせずに別の種類の飼料（TK ハマチーフソフト、アミノマスター等）に変更している。これにより、現実に出荷した飼料の出荷が記録されず、帳簿上在庫として残ることになったが、当該帳簿上の架空の飼料在庫は、後に、当時架空製造により生じていた帳簿上の架空の飼料在庫とともに、D 養殖へ販売されている。

なお、以上の 2008 年 2 月から同年 6 月までに行われた先行売上計上において、元事業部長甲は、前記 3(4)で述べた、養殖魚の販売で B 卸売が被る損失（逆鞘）を当社に補填させる目的で、B 卸売に約 9000 万円を確保させるよう、飼料の販売代金を低く設定した。

さらに、2010 年 3 月、B 卸売に対し、合計 4391 トン、4 億 8231 万円の飼料を販売し、その時点では出荷をしていないにもかかわらず、先行して売上を計上した。

(4) E 養殖の生簀の当社所有のカンパチ在庫の穴

当社は、2007 年 12 月に行われた B 卸売による E 養殖からのカンパチの先買い（「先買い」については、前記 3(2)参照。）（代金約 1 億 6000 万円）に帳合として関与し、また、そのころ E 養殖と B 卸売との間で直接行われた B 卸売によるカンパチの先買

いに関して事実上の仲介に入った。このいずれかの取引に関連し、B卸売が先買いして同社の所有となっていた、E養殖の生簀に存在するカンパチ在庫を当社が購入することをB卸売から要求され、2008年4月から同年6月までの間に、B卸売から1億917万円分のカンパチ在庫を購入し、帳簿上、棚卸資産として当社の在庫に計上した。このカンパチの在庫のうち4342万円分の在庫が2010年5月末時点で帳簿上残っていたが、E養殖がその在庫に対応するカンパチは全て既に出荷済みであると主張しているため、当社のカンパチ在庫が存在しない状態となっている。

また、2010年2月以降、E養殖の生簀に当社所有のカンパチ在庫が既に存在していなかったにもかかわらず、前営業部長丁がE養殖に依頼し、E養殖所有のカンパチを取引先に出荷していたが、当社において仕入計上せずに、当社所有のカンパチを販売したことにして売上を計上していた。

(5) H養殖の生簀の当社所有のタイ在庫の穴

H養殖は当社の連結子会社であり、タイの養殖業を営んでいる。2004年1月、当社がH養殖へタイを預け、養殖業務を委託する契約を締結し、以後、当該契約は更新されていた。2010年5月末時点で当社の帳簿上、2232万円分のタイの在庫が残っていることとなっていたが、タイが実在しないことが判明し、在庫に穴が空いた状態となっている。

(6) H養殖所有のタイのB卸売による先買い及び在庫の穴

H養殖の当社に対する買掛債務の返済資金を確保するため、H養殖からの依頼により、2008年3月から同年5月までの間、B卸売がH養殖のタイを2億5400万円で先買いし、当該先買いの時点で、H養殖において全額売上計上した。このとき、販売尾数については決まっておらず、B卸売へ出荷していなかったものの、便宜上、魚体重と単価を設定することにより、20万尾を販売したこととして売上計上し、H養殖の在庫からタイ20万尾に相当する金額を減額した。その後、H養殖は、B卸売に対しタイを出荷したが、出荷時の魚のサイズが契約時に想定したものより小さかった等の理由により、契約時の想定である20万尾を超えるタイを出荷することになり、2010年5月末現在約30万尾を既に出荷している。このため、H養殖のタイの在庫が約10万尾分相当不足している状態にあり、さらに、B卸売から、6592万円分のタイが未納の状態にあると主張されている。

第5 過年度決算への影響額

1 過年度決算訂正の方針

前記第4の調査結果に基づき、2005年度決算期以降を過年度決算訂正の範囲とすべきと判断した。決算訂正を行うにあたり、訂正に足る根拠と訂正数字の確認をして、各決算期において訂正を行うべきだと判断した。以下の記載は、社内調査委員会が行うべきと判断している決算訂正に関する損益への影響額である。なお、2004年度以前

の事象による影響は、2005 年度期首の前期損益修正損に反映した。

2 各不正取引の損益への影響額

前記第 4 で詳述した各不正取引の損益への影響額は以下のとおりである。

(1) 売掛金回収目的の架空製造・架空販売（前記第 4.4）

A 製造からの架空仕入に対する当社支払額の合計 60 億 6640 万円と、D 養殖、E 養殖、F 運送及び C 卸売に対する架空売上によって当社が回収した金額の合計 30 億 2002 万円とを各期において相殺し、支払超過額について、回収可能性を考慮し、全額貸倒引当金を計上した。その結果、当社支払額と当社回収額とを相殺した差額による損益への負の影響額（当社支払額の超過額）は合計 30 億 4637 万円となった。

また、過年度の架空売上計上額 45 億 982 万円とこれに対応する売上原価の計上を取消仕訳することによる損益への負の影響額は合計 22 億 5659 万円（棚卸資産に配賦されていた原価差額の配賦計算を見直したことによる売上原価修正額を含む。）であった。

結果として、売掛金回収目的の架空製造・架空販売による損益への負の影響額は合計 53 億 296 万円となった。

なお、2008 年 10 月から 2009 年 10 月までの間、A 製造から D 養殖へ飼料が出荷されたものの、売上が未計上であったものについては、本来、当社が売上計上すべきものと考え、訂正により 3 億 8647 万円の売上計上を行なった上で、それに基づく売掛金に対しては全額貸倒引当金を計上した。また、F 運送に対する売掛金で 2010 年 5 月末の残高確認が未回答の金額につき、併せて貸倒引当金を計上した。これらの訂正により、合計 3 億 988 万円の損益への負の影響が生じた。

(2) 魚粉の循環取引（前記第 4.5(1)）

本件は、「当社→B 卸売→C 卸売→J 社→当社」という実体の伴わない循環取引であるため、B 卸売からの回収額と J 社への支払額との差額（当社支払額の超過額）に対して貸倒引当金を計上した上で、B 卸売に対する売上計上及び J 社からの仕入計上を取消した。その結果、貸倒引当金の計上額は 4352 万円、売上の訂正額は 2 億 153 万円、売上原価の訂正額は 1 億 9976 万円であり、訂正による損益への負の影響額は 4528 万円となった。

(3) 架空飼料・原料の循環取引等（前記第 4.5(2)）

本件は、①「当社→A 製造→B 卸売→当社」という流れの循環取引と、②「当社→A 製造」という取引に分かれるが、ともに実体の伴わない架空取引であるため、訂正の対象とした。

①「当社→A 製造→B 卸売→当社」という取引については、A 製造からの回収額と B 卸売への支払額との差額（当社支払額の超過額）に対して貸倒引当金を計上した上で、A 製造に対する売上計上及び B 卸売からの仕入計上を取消した。その結果、貸倒

引当金の計上額は1億4588万円、製品売上の訂正額は4億1143万円、売上原価の訂正額は3億1682万円であり、訂正による損益への負の影響額は2億4049万円となった。

②「当社→A製造」の取引については、A製造からの回収額を貸倒引当金から差引いた上で、A製造への売上計上を取消した。なお、A製造に対する売上計上額のうち、3億8166万円は既に社内処理により取消済みのため、ここでは取消時期の訂正を行なった。その結果、貸倒引当金の差引額は4億9373万円、製品売上の訂正額は8856万円、売上原価の訂正額は6987万円であり、訂正による損益への正の影響額は4億7505万円となった。

①及び②の合計で、訂正による損益への正の影響額は2億3455万円となった。

(4) 原料の循環取引（前記第4.5(3)）

本件は、「当社→A製造→B卸売→当社」という実体の伴わない循環取引であるため、A製造からの回収額とB卸売への支払額との差額（当社支払額の超過額）に対して貸倒引当金を計上した上で、B卸売からの仕入計上を取消した。なお、A製造からは原材料の有償支給によって回収しているため、売上計上は行なわれていない。その結果、訂正による損益への負の影響額は貸倒引当金の計上額818万円となった。

(5) 架空ミールの循環取引（前記第4.5(4)）

本件は、「当社→C卸売/F運送→I商社→Bbb社/B卸売→当社」という実体の伴わない循環取引であるため、C卸売/F運送からの回収額とBbb社/B卸売への支払額との差額（当社回収額の超過額）を貸倒引当金から差引いた。また、C卸売/F運送への売上計上及びBbb社/B卸売から仕入計上を取消した。

また、買戻しが未了となっている数量につき、Bbb社及びB卸売から買い戻す可能性を想定して、2億9172万円を潜在債務として未払金に計上し、同額を特別損失として計上した。

その結果、貸倒引当金からの控除額は3億993万円、売上の訂正額は5億1012万円、売上原価の訂正額は4億9868万円であり、特別損失の2億9172万円を合わせると、訂正による損益への正の影響額は677万円となった。

(6) I商社等との間の架空の原料取引（前記第4.6(1)）

本件は、I商社等からの原材料の架空仕入及びJ社等への架空払出である。架空払出による回収額と架空仕入による支払額との差額（当社支払額の超過額）に対して貸倒引当金を計上した上で、I商社等からの仕入計上を取消した。

A製造における架空の原料（魚粉類）の払出と実際の払出の未計上については、A製造における原材料払出記録と当社の原材料払出記録との数量の差異によって払出差異金額を計算した上で訂正を行った。

以上による損益への負の影響額の合計額は1億5838万円であり、そのうち、2004年以前における架空仕入・払出の損益への負の影響額1億9417万円は2005年度の

前期損益修正損に含めた。

当社からJ社へ売却した架空原材料は、買い戻しを行う方針のため、2010年第2四半期に2216万円を未払金として計上し、特別損失として認識した。

(7) B卸売に対する飼料の未記帳出荷（前記第4.4(1)(b)及び第4.6(2)）

B卸売に対してサンプル品として出荷した飼料のうち、経理処理をしていなかったものにつき、特定できた金額を売上原価として損失の認識をした。2006年度以降における訂正による損益への負の影響額合計は3億9530万円であった。

(8) B卸売に対する飼料の先行売上計上と後出荷（前記第4.4(1)(c)及び第4.6(3)）

B卸売への先行売上計上を取消した上で、実際の出荷に合わせて売上の再計上を行なった。先行売上計上を行なった製商品と実際に後から出荷した製商品とは必ずしも合致せず、先行売上の対象製商品の売上原価額より実際に出荷した製商品の売上原価額が過大なため、訂正した。これらの訂正により、損益への負の影響額は7599万円となった。

(9) E養殖の生簀の当社所有のカンパチ在庫の穴（前記第4.6(4)）

B卸売から仕入れたカンパチが、2010年5月末の实地棚卸時に存在していなかったことから、これに相当する仕入を取消すほか、2010年2月以降、実際にはE養殖所有のカンパチを出荷することにより仕入を計上せずに売上を計上していたことから、E養殖の請求に基づき債務を認識し、その金額をもってカンパチ売上に対応する売上原価とする訂正をした。この訂正により、損益への負の影響額は8382万円となった。

(10) H養殖の生簀の当社所有のタイ在庫の穴（前記第4.6(5)）

当社がH養殖へ預けた帳簿上のタイの在庫は、タイが実在しないことが判明したため、2009年度の棚卸評価損を取消した上で、2005年第1四半期において棚卸減耗損として処理した。この訂正により、損益への負の影響額は2232万円となった。

(11) H養殖所有のタイのB卸売による先買い及び在庫の穴（前記第4.6(6)）

H養殖が所有するタイ在庫に関して、既に出荷済で帳簿在庫に見合うタイが存在しないため、帳簿在庫額を損失として処理した。また、B卸売から前受金を受領していたが、既に全額売上計上していたため、出荷未了分の6592万円分は売上計上を取消し、返金することを想定して訂正を行った。また、タイの実際の出荷済数量に合わせて売上原価の訂正を行った。その結果、損益への負の影響額は2億3269万円となった。

(12) その他

F運送から実体のない配送に対して請求され、支払った運賃を、実態に合わせて、F運送の負担した保管料に訂正し、また、未請求であった運賃を再計上した結果、損益への正の影響額は約601万円となった。

2010年5月末に実施した棚卸資産の結果、実在する棚卸資産の帳簿価額と正味売

却価額の差額について、2009年度の棚卸資産評価の会計基準変更時に遡って計上した。その結果、損益への負の影響額は約6941万円となった。

3 過年度決算訂正による損益影響額

前記2の各不正取引の損益への影響額を集計した結果、過年度決算訂正を行う場合の損益への負の影響額は合計で64億7908万円となった（固定資産の減損会計適用、法人税等調整額は除く）。

損益の影響額は、以下の項目に分類される。

- ① 架空製造・架空仕入に対する支払額（②と相殺した上で差額を貸倒引当金計上）
- ② 架空売上・架空原材料有償支給による回収額
- ③ 売上高の修正額
- ④ 売上原価の修正額（棚卸資産に配賦されていた原価差額の配賦計算を見直したことによる売上原価修正額も含まれる。）
- ⑤ 棚卸資産評価損（2010年5月末に実施した棚卸資産の調査において判明した実在する棚卸資産の帳簿価額と正味売却価額の差額について、2009年度の棚卸資産評価の会計基準変更時に遡って計上した評価損の金額。）
- ⑥ 売掛金残高に対する引当（架空売上を行った取引先の売掛金残高の回収可能性を検討し、発生時において貸倒引当金を計上したもの。）
- ⑦ 潜在債務（架空原材料・商品等を買戻す必要があると考えられる金額。）
- ⑧ 販管費修正（F運送に対して支払った運賃の費用項目の訂正に伴う修正。）
- ⑨ 前期損益修正損（2004年度以前に認識された架空原材料仕入れの訂正の影響を反映したもの。）

2005年度決算期以降の各決算期における過年度決算訂正による損益影響額は、次頁の表のとおりである。

過年度決算訂正による損益影響額（単位：百万円/プラスが損失）

内訳	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010年度		合計
						第1 四半期	第2 四半期	
①架空製造・架空仕 入に対する支払額	226	129	30	1,625	3,747	1,261	752	7,769
②架空の売上・原材 料有償支給による回 収額	△218	△106	23	△908	△2,917	△884	△187	△5,197
③売上高の修正額		233	271	1,912	2,743	677	△256	5,579
④売上原価の修正額	8	△53	△159	△781	△1,623	△466	146	△2,930
⑤棚卸資産評価損					356			356
⑥売掛金残高に対す る引当				184	213		18	415
⑦潜在債務							314	314
⑧販管費修正				△24	△16	13	7	△21
⑨前期損益修正損	194							194
合計	210	202	165	2,007	2,502	600	793	6,479

その他の会計上の影響額として、以上の決算訂正の結果を踏まえ、以下のとおり、過年度における繰延税金資産の回収可能性に関する判断及び固定資産減損会計適用等に関する判断を見直した。

その他の会計上の影響額（単位：百万円/プラスが損失）

	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010年度		合計
						第1 四半期	第2 四半期	
減損損失及び固定 資産除却損				734	△314			420
法人税等調整額			1,917	△706	△42	282		1,452
合計	-	-	1,917	27	△355	282	-	1,872

4 過年度決算訂正による主要財務諸表項目への影響額

主要財務諸表項目に与える影響額を以下に要約する。

【連結】 通期決算に与える影響 (単位：百万円/マイナスが損失)

	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度		合計
						第 1 四半期	第 2 四半期	
売上高	-	△233	△271	△1,912	△2,743	△677	256	△5,579
営業利益	△8	△198	△112	△1,973	△2,143	△597	△480	△5,510
経常利益	△8	△198	△112	△1,973	△2,143	△597	△480	△5,510
当期利益	△210	△202	△2,082	△2,035	△2,146	△882	△793	△8,351
純資産	△210	△412	△2,494	△4,529	△6,716	△7,594	△8,387	
総資産	△200	△407	△2,046	△4,095	△6,551	△7,609	△7,506	

第6 各不正取引の時系列的関係並びに四半期毎の売掛金及び棚卸資産への影響

水産飼料事業部において行われていた各不正取引の内容については、前記第4において詳述したが、各不正取引が時系列的にどのようなタイミングで並行して行われていたかについては、添付資料8（各不正取引の時系列的関係）を参照されたい。

また、添付資料8に示したように各不正取引が並行して行われた結果、各不正取引が、四半期毎に、①主要取引先別の売掛金の額にどのように影響しているか、②棚卸資産の額にどのように影響しているかについては、添付資料9（四半期毎の売掛金への影響）及び添付資料10（四半期毎の棚卸資産への影響）を参照されたい。

第7 内部統制に関するコメント

以下、本件の調査において明らかとなった範囲で水産飼料事業部内における内部統制状況について簡単に言及をする。なお、当社の全社的な内部統制状況（本社による水産飼料事業部への統制状況を含む。）についての調査・検討は、第三者委員会の役割となっているため、社内調査委員会による調査では、その点に関する調査・検討までは行っていない。

1 内部統制の整備状況

内部統制の整備は、本社主導のもとで、以下のとおり、部門間の牽制や本社のチェック等の導入が進められていたが、後記2の内部統制上の問題もあり、運用面では、必ずしも有効に機能していない事実が確認されている。

- ・ 水産飼料事業部は、事業部、営業部及び製造部の3部門体制によって、以下のとおり、職務分離と、相互牽制が効くための仕組みの構築が意図されていた。
- ・ 営業部で作成した販売計画を、事業部・製造部に提出し、事業部は売上計上

- の手続き、製造部は製造計画の作成と実際の製造を行っている。
- 年間販売計画を踏まえて年間製造計画が作成され、年間製造計画、月次の予定製造数が記載されている。
 - 発注及び出荷は、営業部からの出荷指図書に基づいて、事業部が在庫のある工場に出荷指示を出し、売上も事業部で計上する。
 - 販売計画及び製造計画は進捗管理がされており、本社にも報告されている。
 - 上記の各段階では、部門間の相互チェックや部門内の上司の承認が求められる。
- ・ 飼料を運搬するトラックの運転手からの出荷の事実を確認するサインに基づき、経理システムに売上を入力する。
 - ・ 取引先に対する与信管理も行われていた（ただし、実際には与信枠を超えて取引が継続をしており、与信管理は機能していなかった。）。
 - ・ 在庫管理は、飼料と原材料のいずれも月次の実地棚卸で把握し、本社にも報告されている（滞留在庫は、リスト化され、管理責任者は本社から説明を求められる。）。

2 内部統制上の問題

(1) 水産飼料事業部内における実行

本件は、水産飼料事業部の幹部（事業部長、水産営業部長及び飼料製造部長）の主導・関与のもと、社外関係者（飼料製造委託先及び飼料販売先等）の協力も得て行われており、内部統制による歯止めが効きにくい状況にあったと考えられる。

(2) 水産飼料事業部内における特殊要因

また、水産飼料事業部内における特殊要因として、人間関係の濃密さがあり、内部統制が機能するための統制環境が形成されにくい面があったと考えられる。

- ・ 大学時代の先輩・後輩等の関係から、入社以前からの関係が職場でも継続する面もあり、結束も固かった。
- ・ 専門性が強い業務のため、人事ローテーションも事業部内に限られていた。
- ・ ロケーションも限られており、各ロケーション内での仲間意識が強く、不正の認識があっても声を上げることが難しかった。
- ・ ノンコア事業であり、事業所も遠隔地に点在していたため、本社の関与も薄かった。

(3) 内部統制を無力化させようとするための手段の存在

前記(1)のとおり、本件は、社外関係者も巻き込んで行われており、製造及び販売等に関して内部統制上必要な帳票類の偽装が行われていた。また、水産飼料事業部の幹部以下の製造及び販売等に携わっていた複数の社員も、架空製造及び架空販売を認識していたが、幹部の指示通りに書類作成等を行っていたため、水産飼料事業

部内でのチェックが十分に機能せず、通常の製造及び販売時と同様の帳票類が整っている状態となっていた。加えて、本社の財務部や監査部等のチェックに対しても、上記幹部を中心に、偽装行為や虚偽の説明を行うことなどで対処していた。水産飼料事業部内において、内部統制を無力化させようとするために用いられていた手段としては、以下のようなものが確認されている。

- ・ 売上計上の要件である出荷時のトラックの運転手によるサインが偽装されている。
- ・ 飼料販売先に対する本社等による売掛債権の残高確認に対し、飼料販売先が虚偽の回答をしている。
- ・ 飼料製造委託先による架空製造分に関する品質検査証明書が偽装されている。
- ・ 実製造依頼分に架空製造分を加えた製造依頼書がバックデートで作成されている。
- ・ 外部倉庫へ預けたことにしている架空在庫について、保管業者により、虚偽の預り証が作成されている。
- ・ 監査部等による在庫の实地棚卸に対し、大豆かす等を使って偽装在庫品を製造し、在庫数量を偽装している。

以上

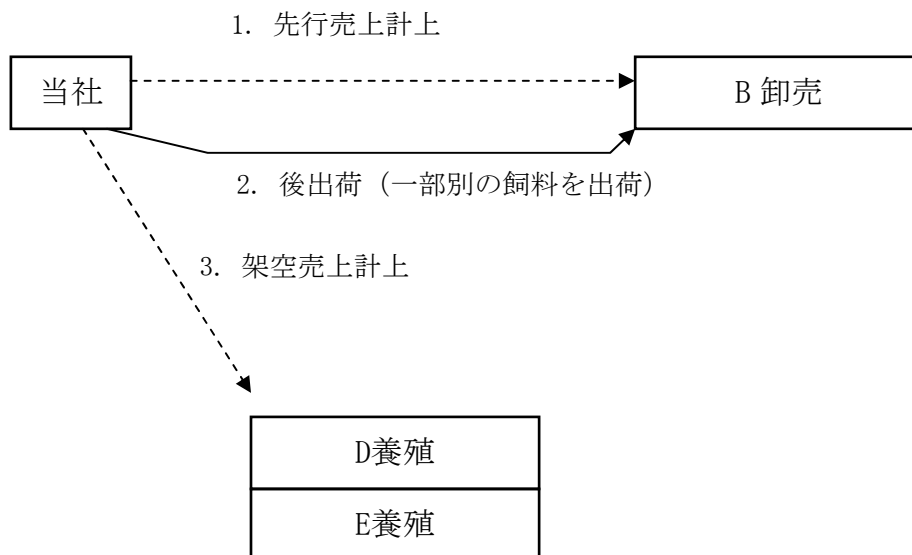
(役職の推移等)

	元事業部長 甲	前製造部長 乙	前事業部長 丙	前営業部長 丁	a 氏
2007. 1 現在の 役職	水産飼料事業部長／水産営業部長	八代工場飼料製造所長／飼料製造課長／宇和島工場長	水産飼料事業部／八代工場飼料製造所	水産営業部 営業一課長	宇和島工場総務課長／水産飼料事業部工場管理グループ／A 製造出向
2007. 4					水産飼料事業部工場管理グループ／A 製造出向
2007. 7		八代工場飼料製造部長／宇和島工場長／水産飼料事業部			水産飼料事業部／A 製造出向
2007. 12		当社退職。以後、A 製造工場長			
2008. 4	飼料品質管理部長		水産飼料事業部長	水産営業部長	
2009. 4	B 卸売出向				
2010. 3			経営戦略部 企画グループ		

(先行売上計上)

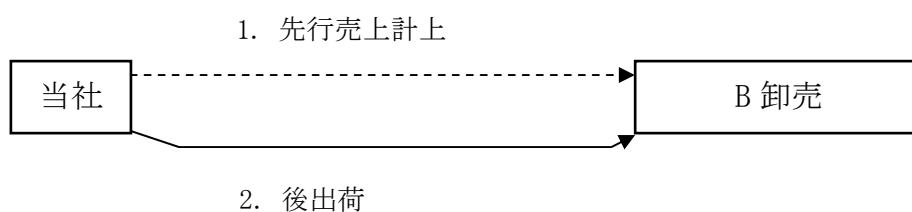
先行売上計上① (2006年) (2006年7月～2006年10月, 2億3292万円)

先行売上計上③ (2008年) (2008年2月～2008年6月, 5億6493万円)

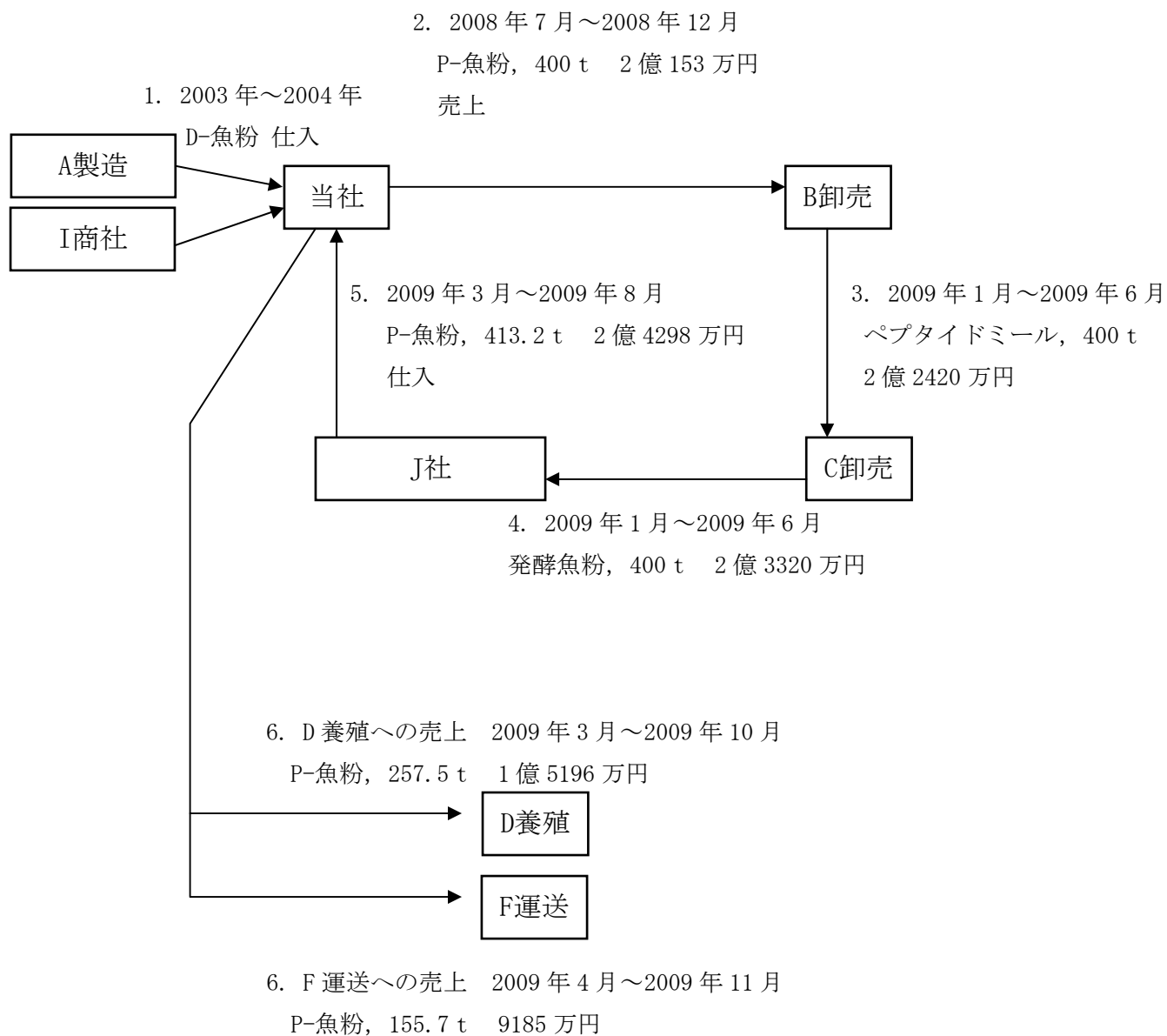


先行売上計上② (2007年) (2007年10月～2007年12月, 1億3990万円)

先行売上計上④ (2010年) (2010年3月, 4億8231万円)



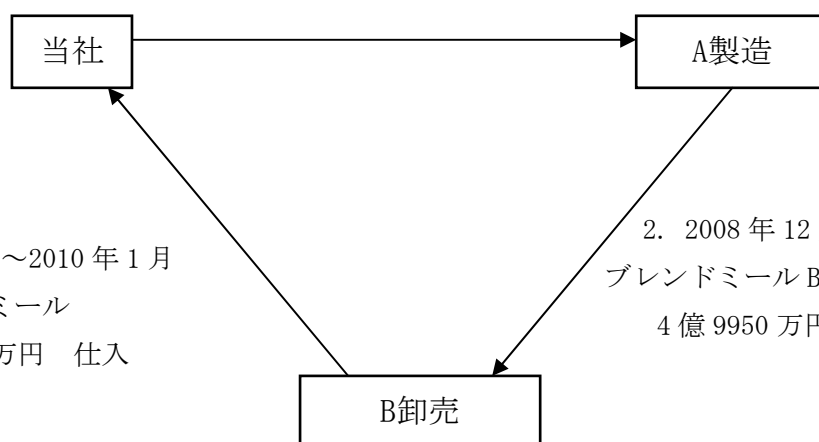
(循環取引①)



(循環取引②・A 製造への架空売上)

(1) 循環取引②

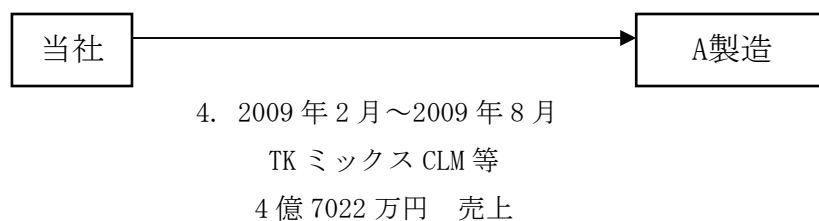
1. 2008 年 11 月～2008 年 12 月
ハマチミックス CL30, W ミックス CLM 等
4 億 9450 万円 売上・有償支給



3. 2009 年 1 月～2010 年 1 月
ハイミール
5 億 5037 万円 仕入

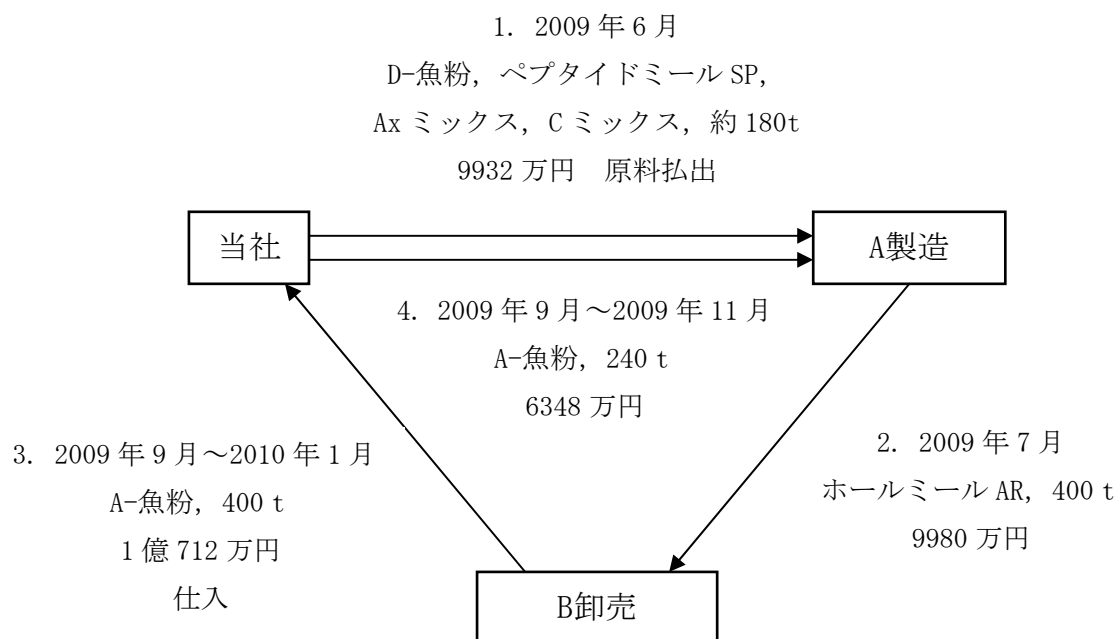
2. 2008 年 12 月
ブレンドミール B55 等
4 億 9950 万円

(2) A 製造への架空売上

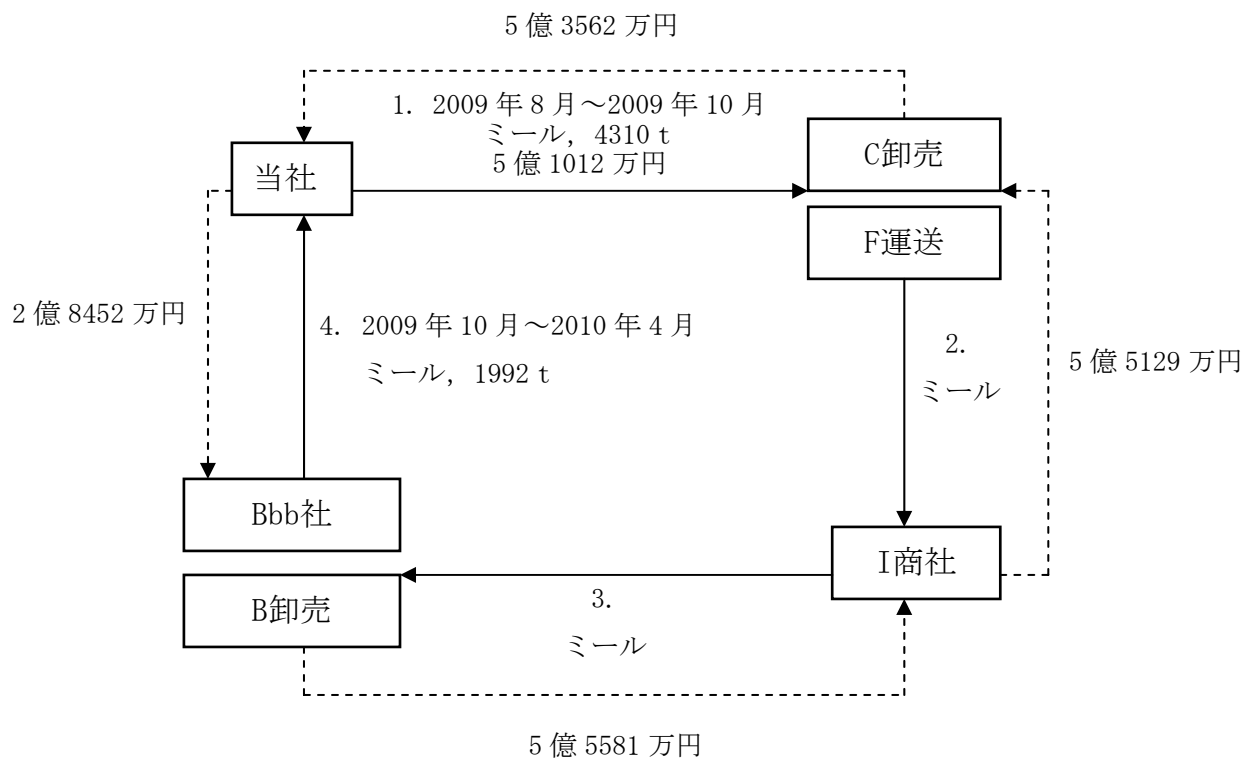


4. 2009 年 2 月～2009 年 8 月
TK ミックス CLM 等
4 億 7022 万円 売上

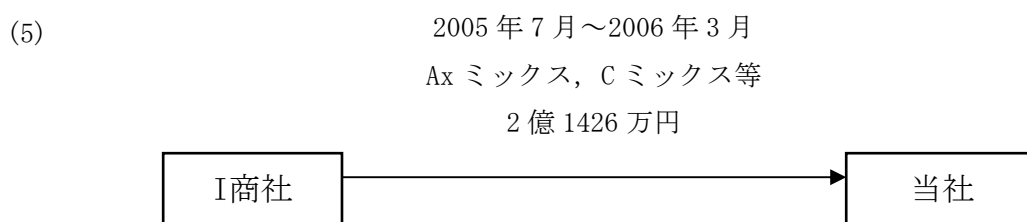
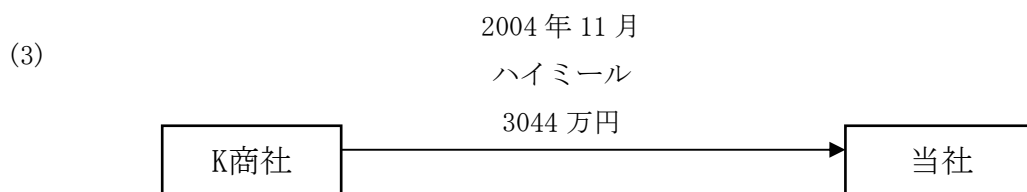
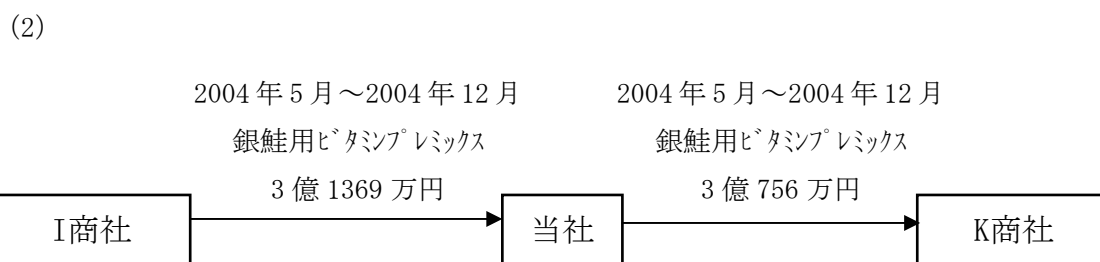
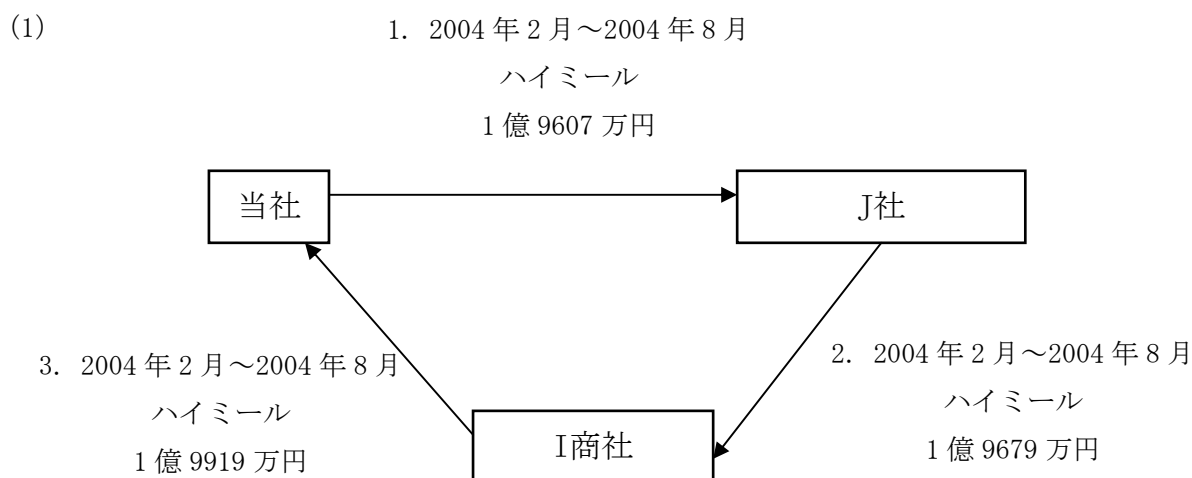
(循環取引③)



(循環取引④)



(架空原料取引)



(各不正取引の時系列的関係)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
1. 架空原料取引	←	→ 架空原料の仕入・払出					
2. 先行売上計上① (2006年)			→ 先売	→ 出荷			
3. 先行売上計上② (2007年)				→ 先売 → 出荷			
4. 先行売上計上③ (2008年)				→ 先売	→ 出荷		
5. 先行売上計上④ (2010年)							→ 先売 → 出荷
6. A製造での架空製造						→ 架空製造	
7. 循環取引①					→ 売上	→ 仕入	
8. 循環取引②					→ 売上	→ 仕入	
9. A製造への架空売上						→ 売上	
10. 循環取引③						→ 売上 → 仕入	→ 仕入
11. 循環取引④						→ 売上 → 仕入	→ 仕入

1の「架空原料取引」は、添付資料7の取引を指す。

2～5の「先行売上計上」は、添付資料2における各年度の取引を指す。

6の「A製造での架空製造」は、売掛金回収目的によるA製造における架空製造（報告書本文第4.4）を指す。

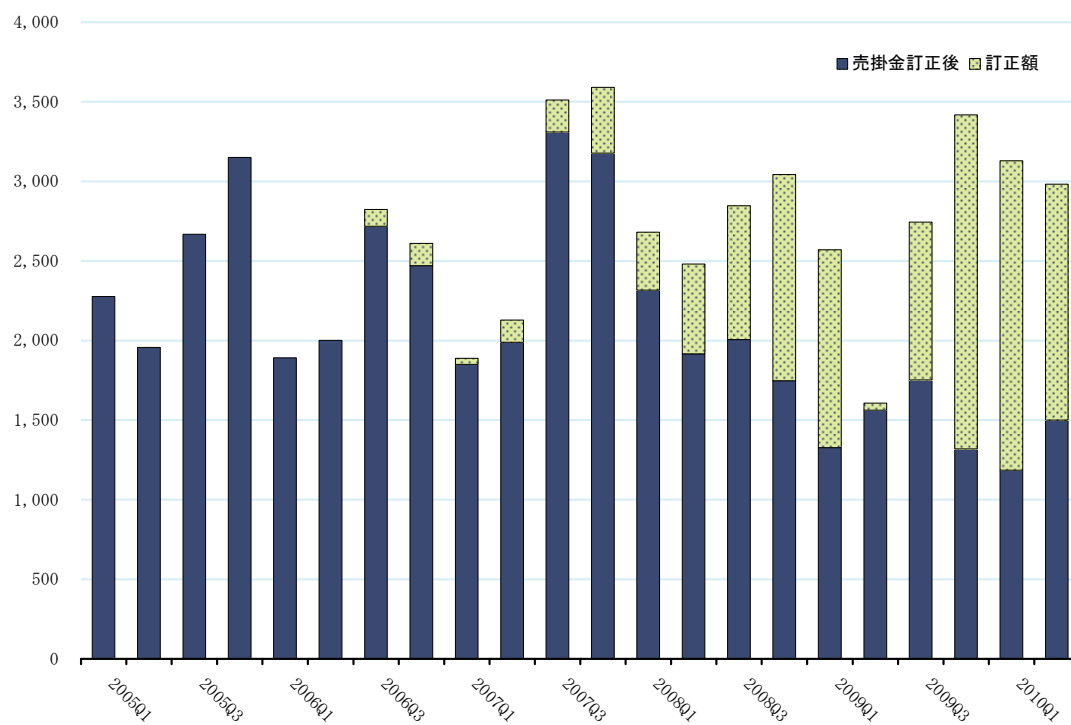
9の「A製造への架空売上」は、添付資料4（循環取引②・A製造への架空売上）（2）の取引を指す。

7、8、10、11の「循環取引」は、各々、添付資料3（循環取引①）、4（循環取引②・A製造への架空売上）（1）、5（循環取引③）及び6（循環取引④）の取引を指す。

(四半期毎の売掛金への影響)

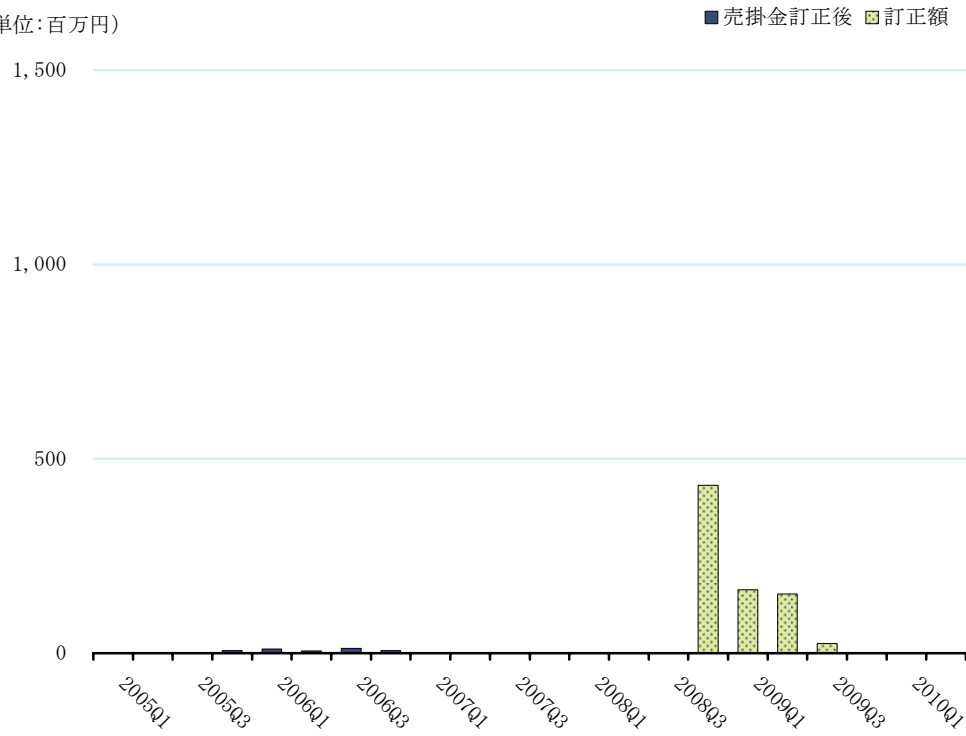
① 水産飼料事業部売掛金（訂正後、訂正額）推移

(単位:百万円)



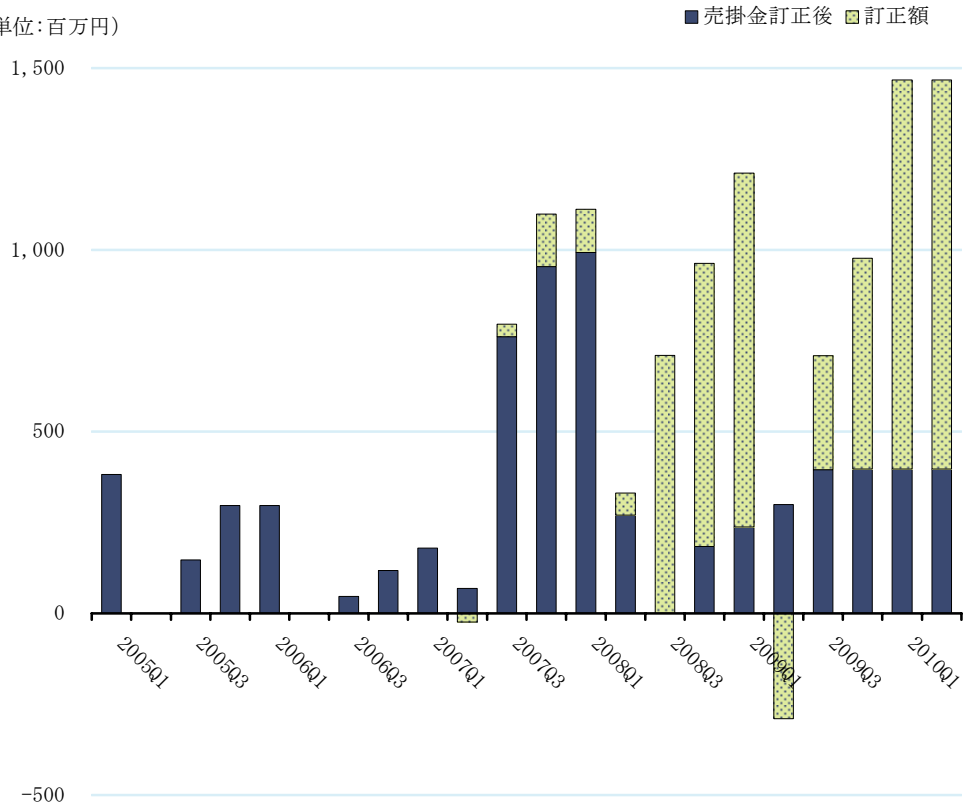
② A 製造壳掛金（訂正後、訂正額）推移

(単位:百万円)



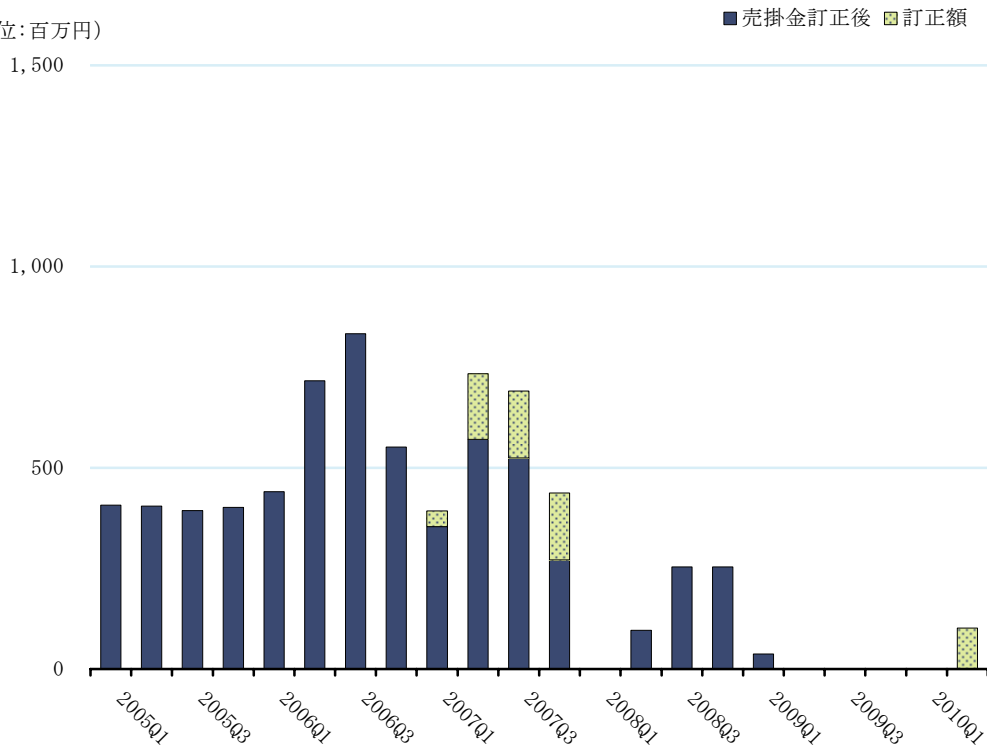
③ D 養殖壳掛金（訂正後、訂正額）推移

(単位:百万円)



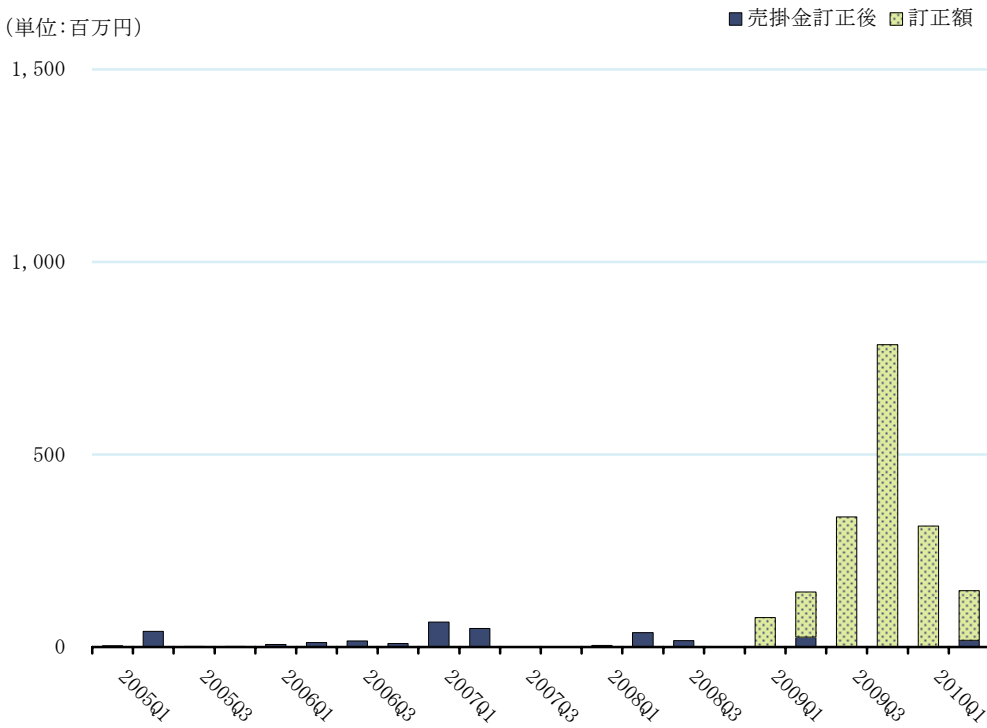
④ E 養殖売掛金（訂正後、訂正額）推移

(単位:百万円)



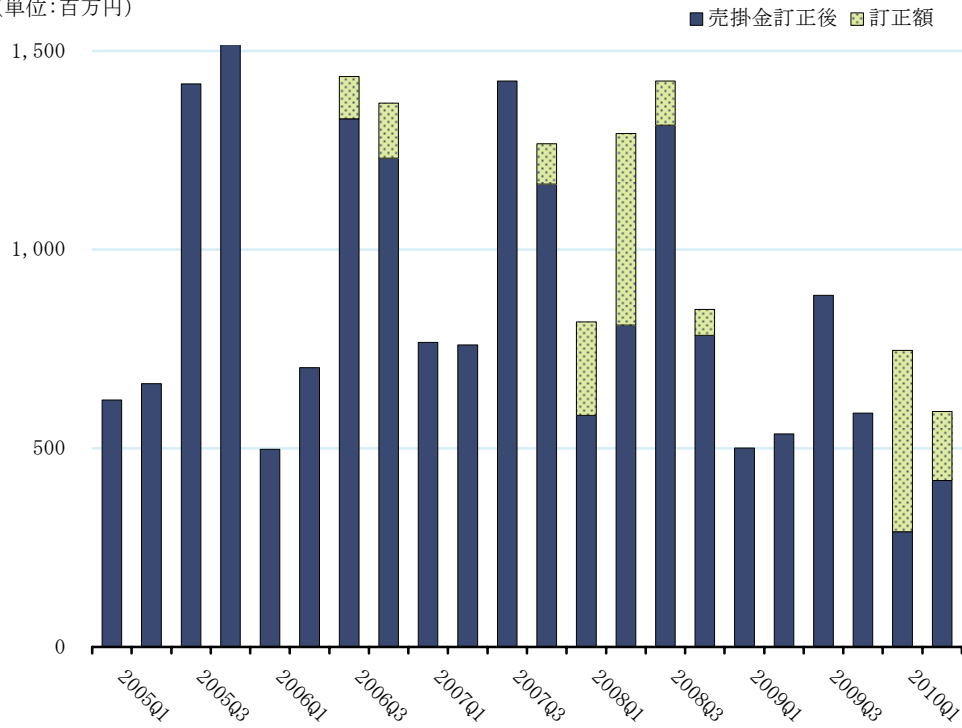
⑤ F 運送売掛金（訂正後、訂正額）推移

(単位:百万円)



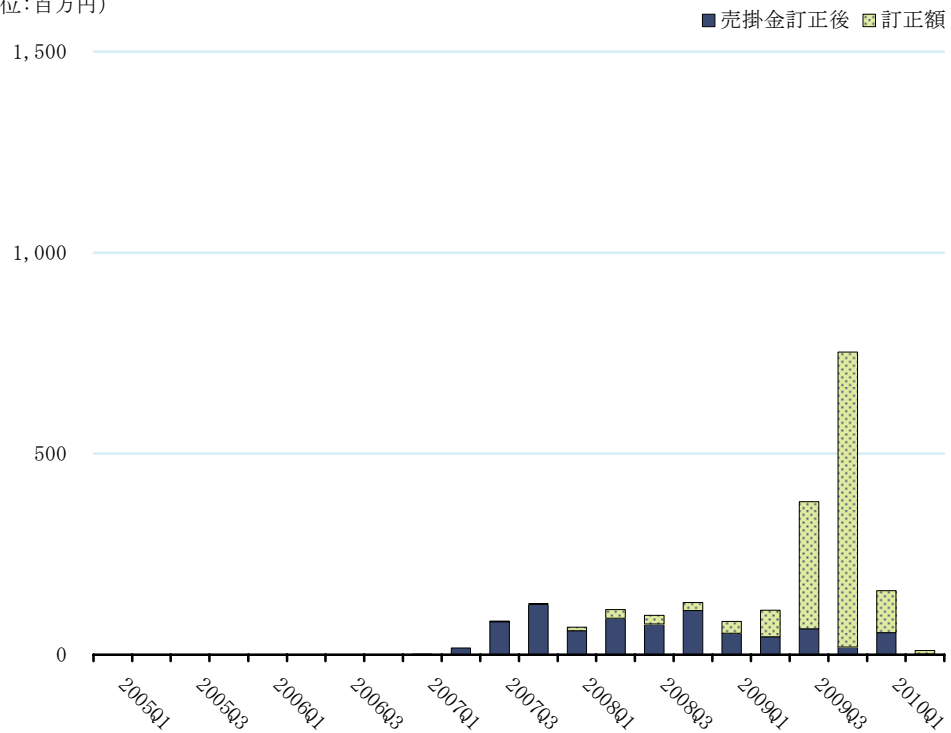
⑥ B 卸売掛金（訂正後、訂正額）推移

(単位:百万円)



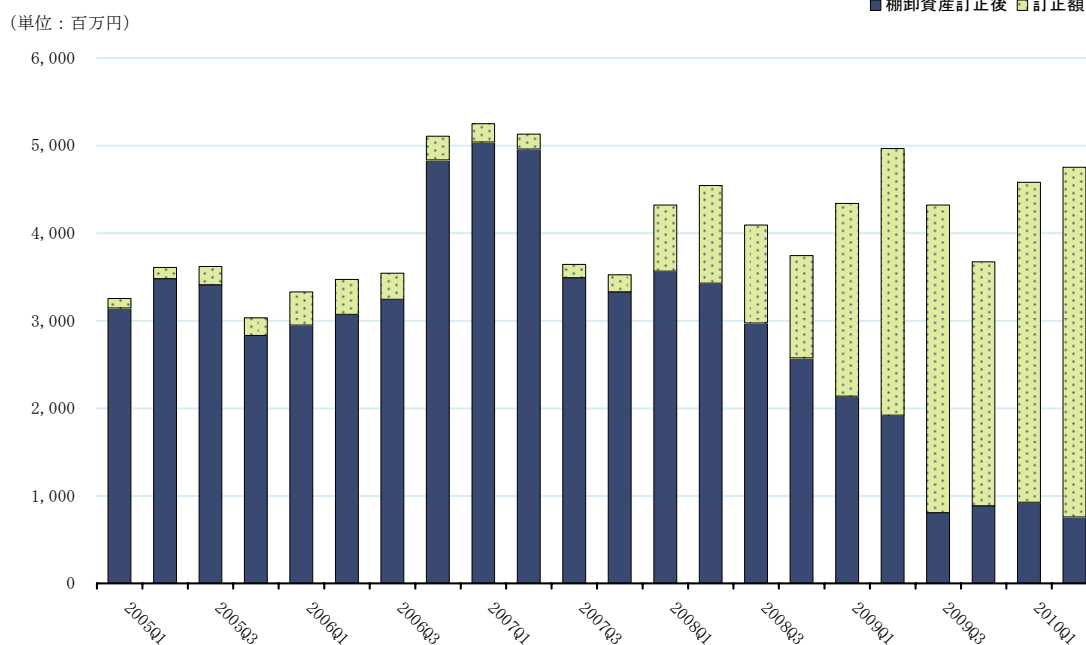
⑦ C 卸売掛金（訂正後、訂正額）推移

(単位:百万円)



(四半期毎の棚卸資産への影響)

① 水産飼料事業部棚卸資産推移 (訂正後・訂正額)



② 水産飼料事業部棚卸資産推移 (訂正額の内訳)

